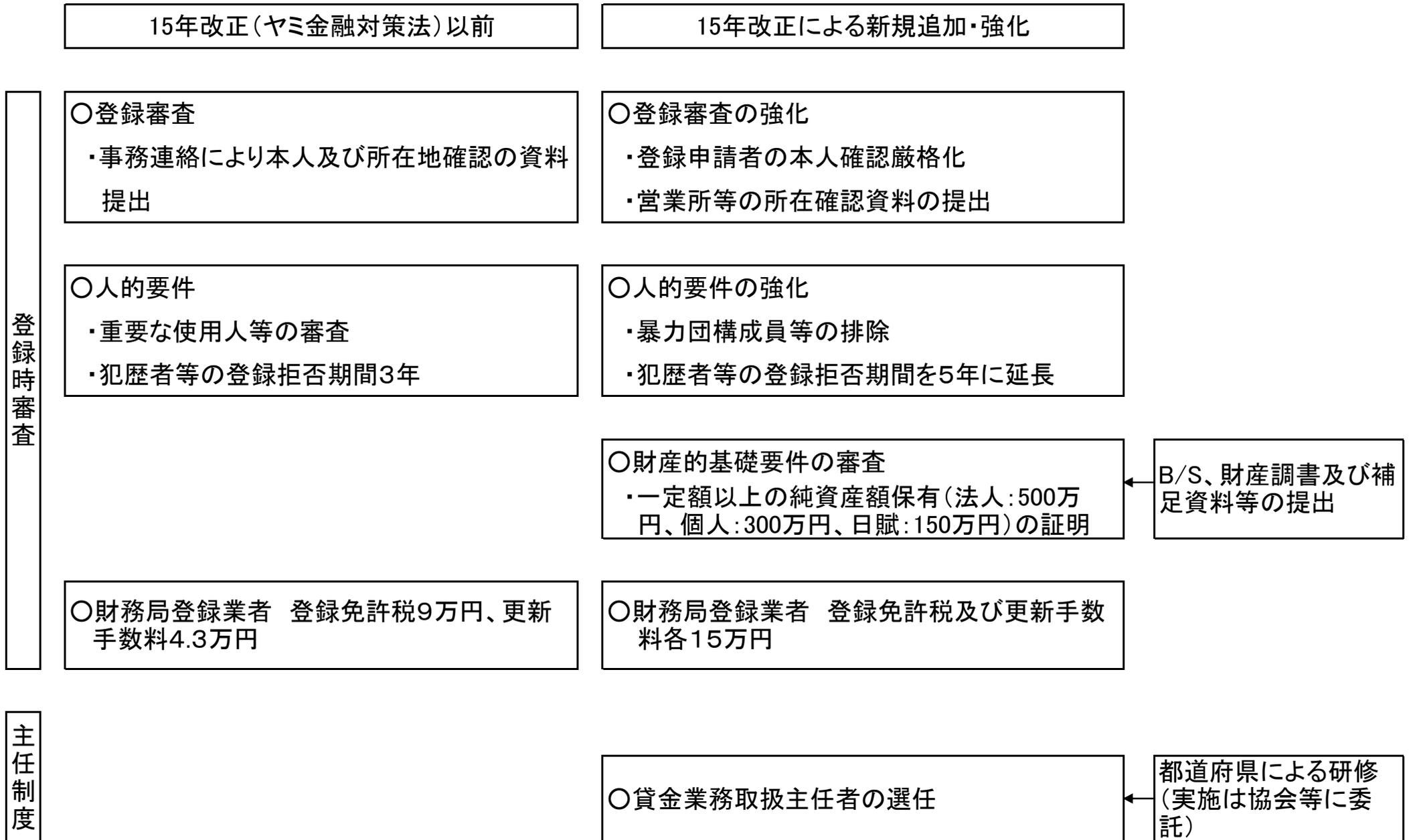


# 資 料

平成 18 年 7 月 27 日(木)

金融庁

## 参入規制について



## 主任者・外務員制度の比較

	貸金業務取扱主任者(H16年1月1日～)	証券外務員(S40年10月1日～)	宅地建物取引主任者(S32年8月1日～)
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者は、貸金業務取扱主任者を、営業所又は事務所ごとに、選任しなければならない。(貸金業規制法第24条の7第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社は、外務員登録を受けた者以外に証券業務及びその勧誘を行わせてはならない。(証券取引法第64条第2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業者は、専任の宅地建物取引主任者を、事務所ごとに、従業者5人につき1人以上の割合で、置かなければならない。(宅地建物取引業法第15条第1項、同規則第6条の3)</li> </ul>
試験の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者主任者研修に際して修了試験等が実施される (注)貸金業者主任者は、選任後6ヶ月以内に貸金業者主任者研修を受けることとされ(第24条の7第5項)、その後、3年毎に同研修を受けることとされている(法第24条の7第6項、同規則26条の26第4項)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券外務員資格試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引主任者資格試験(法第16条第1項)</li> </ul>
試験実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が研修を実施することとされている(第24条の7第5項)。ただし、全国貸金業協会連合会等に委任されている。 (注)他に、クレジット産業協会、リース事業協会、全国信販協会に委任。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事 ただし、不動産適正取引推進機構に委任されている。(法第16条の2第1項)</li> </ul>
試験合格の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修を修了したとされる。 (注)貸金業務取扱主任者研修に際しての修了試験等では、合格点に達しない場合でも補修受講により修了が認められる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会は、合格者のうち、申請のあった者を外務員として登録(証券取引法第64条の7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、合格者で一定期間以上の実務の経験を有する者等を宅地建物取引主任者として登録(第18条) (注)都道府県の登録を受けた者のみが専任の宅地建物取引主任者になることが可能</li> </ul>
登録等要件との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任者は、選任後6ヶ月間、研修を受けることなく、主任者として業務を行うことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務員は証券会社の登録の要件とはなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所について、宅地建物取引主任者の設置要件を欠く場合、免許が拒否される(第5条第1項第9号)。</li> </ul>
主任者等が資格を喪失した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業者は、貸金業務取扱主任者(3年以内に研修を受けた者)を新たに選任しなければならず、選任しない場合、業務停止命令、登録取消処分、登録更新拒否の対象となる(法第36条第1号、第37条第1項第6号、第6条第1項第13号)。 (注)主任者が研修を修了できない場合、上記に該当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外務員が不在だと営業できず、3ヶ月間正当な理由なく営業を行わないと登録取消が可能となる(証券取引法第56条の3)。</li> <li>外務員以外の者に証券業務等を行わせた場合、代表者等に1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される(証券取引法第200条の3第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2週間以内に新たな宅地建物主任者を設置するなど要件を充足するための措置を講じない場合、業務停止処分、免許取消処分、免許更新拒否の対象となる(第15条第3項、第65条第2項第2号、第66条第1項第9号、第5条第1項第9号)。</li> </ul>

## 自主規制機関の比較

	貸金業協会(貸金業規制法)	日本証券業協会(証券取引法)	弁護士会(弁護士法)
設立根拠	主務官庁の許可(民法第 34 条の公益法人)	内閣総理大臣の認可(法第 68 条 2 項)	設立の登記(法第 34 条 1 項)
目的	貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資すること(法第 25 条 3 項) (注)都道府県ごとに一個(法第 25 条 2 項)	有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資すること(法第 67 条 1 項)	弁護士・弁護士法人の品位を保持し、その事務の改善進歩を図るため、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと(法第 31 条 1 項)。 (注)原則として地裁の管轄区域ごとに設置。
強制加入規定	なし	なし	あり(法第 8、第 9 条)
主な業務	会員に対する指導、勧告 苦情の解決 研修 会員の過剰貸付防止	公正慣習規則等の作成 協会員の役員等の資質の向上 苦情の解決、あっせん 協会員の法令等の遵守状況の調査	弁護士名簿の登録 会員の職務に関する紛議の調停 会員の綱紀保持 司法修習生の修習
自主規制規則の制定	法令上の規定なし	規則の作成に関する事項を定款に記載しなければならない(法第 74 条 1 項 10 号)	日本弁護士会連合会の承認を受けて会則を定めなければならない(法第 33 条 1 項)
会員に対する処分	法令上の規定なし	法令、行政処分、協会規則等の違反に対し、過怠金賦課、権利停止・制限、除名を行う旨定款に定めなければならない(法第 79 条の 7)	弁護士法又は所属弁護士会もしくは日本弁護士会連合会の会則違反等に対し、懲戒(戒告、業務停止、退会命令、除名)を行う(法第 56 条)
当局による監督	報告徴収、立入検査可(法第 35 条)	金融庁は、協会規則について、変更その他の命令をすることができる(79 条の 12)。 金融庁は、協会が、①法令等に違反した場合、②協会員の法令違反等に対し認められた機能を行わない場合、設立認可の取消、業務停止、役員解任等を命ずることができる(法第 79 条の 13)。	なし

## 取立規制等について

	15年改正(ヤミ金融対策法)以前	15年改正による新規追加・強化	
業 務 規 制	<p>○取立行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為はガイドラインに具体例を記載</li> </ul>	<p>○取立行為規制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為を法律に具体的に規定</li> <li>・催告書面の規制</li> </ul>	<p>※無登録業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録営業の罰則の強化 (5年以下の懲役若しくは1千万円(法人は1億円)以下の罰金)</li> <li>・広告・勧誘行為の罰則</li> <li>・取立行為等の罰則適用 等</li> </ul>
	<p>○広告の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行ってはならない広告の細目を施行規則に規定</li> </ul>	<p>○広告・勧誘規制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勧誘についても規制</li> <li>・行ってはならない表示を法律に具体的に規定</li> </ul>	
		<p>○業務等における偽り等不正行為の禁止</p>	
高 金 利 違 反	<p>○3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金</p>	<p>○5年以下の懲役若しくは1千万円(法人は3千万円)以下の罰金</p>	

# 取立行為の規制

## 貸金業の規制等に関する法律(抄)

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し又は次の各号に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適當と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯(午後九時から午前八時までの間)に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

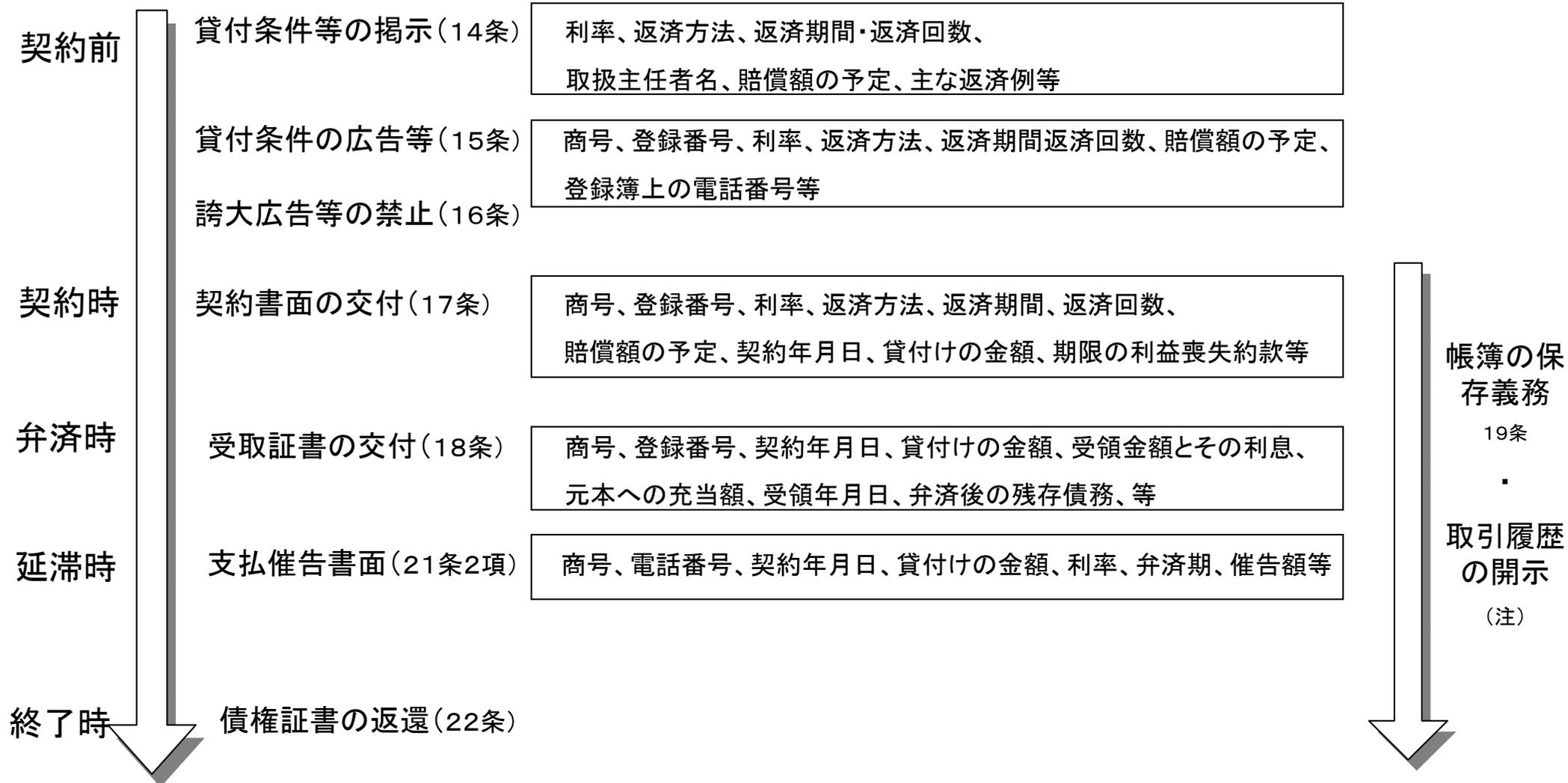
三 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

四 債務者等に対し、他の貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをみだりに要求すること。

五 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求すること。

六 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

## 資金需要者に対する情報提供



(注)取引履歴の開示請求に対し不当にこれを拒んだ場合又は虚偽の回答を行った場合は13条2項(不正又は著しく不当な手段の禁止)に違反する可能性がある(事務ガイドライン)。なお、最高裁平成17年7月19日判決等は、「特段の事情がない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」とする。

## 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案について(抜粋)

平成12年10月

内閣内政審議室IT担当室  
通商産業省

### I. 趣旨

1. 経済のIT化が進展する中で、書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘を踏まえ、その緊急的な見直しを行うもの。
2. 本改正は、特に電子商取引等を阻害する大きな要因の一つとして、各方面からの見直しの要望の強い、民一民間の書面の交付あるいは書面による手続の義務につき、従来の手続に加え、電子的手段を容認するもの。
3. したがって、原則が「紙」であるとの考え方は不変。今回の立法は、送信者側も受信者側も「電子的手段」の方が望ましいと判断する場合に限り、その選択肢を与えるもの。
4. なお、このうち、以下のもの等については、対象法律から除外して、それ以外のものについてのみ処置を行うこととしている（IT戦略会議・IT戦略本部合同会議において内閣として発表）。
  - ① 公正証書を要求しているもの（執行力を持つ公正証書は公証人の面前で作成されなければならないため）（例 借地借家法、企業担保法、任意後見契約法）
  - ② 取引が相対で行われている等、電子取引が行われる可能性のないもの （例 質屋営業法）
  - ③ 国際条約に基づくもの（例 国際海上物品運送法）
  - ④ 契約をめぐるトラブルが現に多発する等、書面の代替が困難なもの （例 貸金業規制法、商品取引所法）

（以下、略）

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議（第4回） 配布資料7

## 貸金業規制法等の違反事由にかかる罰則等

	違反事由	行政処分 (業務停止・登録取消)	罰則
登録	不正登録、名義貸し	○	5年以下若しくは1000万円以下
	無登録営業		5年以下若しくは1000万円以下
	登録されていない営業所での営業	○	1年以下若しくは300万円以下
	登録申請書虚偽記載、無登録業者の広告・勧誘等		100万円以下
	登録事項変更届出の不提出又は虚偽報告	○	50万円以下
	変更届出書の添付書類への虚偽記載、廃業届出の不提出等		50万円以下
業務	取立てに当たって人を威迫し又は平穩を害するような言動により債務者等を困惑させること	○	2年以下若しくは300万円以下
	暴力団員等の従事等、貸付条件の誇大広告等、契約書面の不備・不交付、 受取証書の不備・不交付、白紙委任状の取得制限違反、 公的給付に係る預金通帳等の保管等、取立制限者への債権譲渡、 取立制限者との保証契約の締結、取立制限者との弁済委託契約の締結	○	1年以下若しくは300万円以下
	貸金業従事にかかる証明書不携帯、営業所等における貸付条件等の不揭示、 貸付条件に関する広告内容の不備、業務に関する帳簿の備付け義務違反、 催告書面の不備、債権取立ての際の貸金業者等の商号等の不開示、 貸金業に係る標識の営業所等における不揭示、債権譲渡の場合の通知義務違反、 保証業者に対する通知義務違反、受託弁済者に対する通知義務違反、 保証等に係る求償権譲渡の場合の保証業者の通知義務違反、 受託弁済に係る求償権譲渡の場合の弁済受託者の通知義務違反、 貸金業務取扱主任者の不設置、貸金業務取扱主任者の氏名の開示拒否	○	100万円以下
	債権証書の不返還	○	10万円以下
貸金業協会	報告不提出等又は虚偽報告等及び立入検査忌避等		1年以下若しくは300万円以下
	名称の使用制限違反(会員類似名称の使用)		100万円以下
	会員名簿の閲覧拒否、名称の使用制限違反(協会類似名称の使用)		10万円以下
監督	業務停止命令違反	○	5年以下若しくは1000万円以下
	貸金業者の虚偽報告等	○	1年以下若しくは300万円以下
	事業報告書の不提出又は虚偽記載した事業報告書の提出、貸金業者の検査忌避等、 警察職員による質問の答弁拒否・虚偽答弁		1年以下若しくは300万円以下
出資法	出資法等違反	○	5年以下若しくは1000万円以下

## 貸金業者数の推移

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末
財務局登録業者	1,268	1,228	1,195	1,168	1,090
都道府県登録業者	30,400	30,186	29,095	28,543	27,896
合計	31,668	31,414	30,290	29,711	28,986

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末
財務局登録業者	1,000	929	839	762	702
都道府県登録業者	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534
合計	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236

財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

## 貸金業者に対する監督事務ガイドラインの改正

### 1. 説明責任の強化に関する改正（17年5月施行）

貸金業者が債務者・保証人から公正証書作成委任状を徴求する際にトラブルとなった事例の発生を踏まえ、貸金業者の説明責任を強化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 公正証書作成委任状を取得する場合には、相手方にその内容を理解できるよう説明を尽くすことが求められる旨の規定を新設
- (2) 保証人となろうとする者に説明すべき事項は、保証の法的効果やリスク（最悪のシナリオ）等の実質的な内容にも及ぶことを明示 等

### 2. 取引履歴開示義務の明確化に関する改正（17年11月施行）

貸金業者に対して取引履歴の開示義務を判示した最高裁判例（17年7月）を踏まえ、その貸金業規制法上の位置づけについて明確化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 取引履歴の開示を不当に拒むことは、不正の手段の使用に該当しうることを明示（新設）
- (2) 取引履歴の開示請求に当たっての本人確認方法を明確化 等

### 3. 過剰貸付の防止等に関する改正（18年6月施行）

貸金業者に対する検査・監督において把握された貸金業規制法に抵触する事例等を踏まえ、過剰貸付の禁止及び違法年金担保融資の脱法行為に厳正に対応する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 返済拒否等により債務額の維持を図ること等を、禁止される借入の勧誘として明示
- (2) 有担保貸付に当たっての融資審査の留意点を新設
- (3) 公的年金払込口座からの自動振替を返済の方法とすることは、不正な手段の使用に該当しうることを明確化 等

# クレジットカード会社・信販会社の信用情報機関の加入状況

未定稿

	C I C	全銀協	C C B	テラネット	全情連
クレジットカード会社 (188)	144	115	121	13	1
信販会社 (111)	109	10	50	39	45
消費者向無担保 貸金業者 (4462)	12	—	49	約2300	

銀行系(リソナカード、シ  
ティカード他)など

UFJニコス(専用ローン  
カード情報のみ登録)

プロミス、三洋信販、GE、アッ  
トローン、モビット、DCキャッ  
シュワンなど

アコム、三洋信販、GE、  
CFJなど

クレディセゾン、OMCカー  
ド、イオンなど

①セントラルファイナンス、アプラス、ライフなど  
…物販情報も登録  
②クレディセゾン、イオン、旧日本信販系子会社  
…専用ローンカード情報のみ登録

(注) ・クレジットカード会社：クレジットカード協会会員(18年4月現在の会員数148社)かつ貸金業登録  
 ・信販会社：割賦購入あっせん業者かつ貸金業登録(上記以外)  
 ・本書計数は、平成18年6月の加入状況。( )内の計数は、17年3月末の業務報告書ベース。

## 消費者向け与信情報の主な登録先信用情報機関

商品種別	銀行個人向けローン (8.7兆円) 銀行住宅ローン (121.7兆円)	割賦販売信用 カード・ショッピング (14.8兆円)	カード・キャッシング ／ローン (消費者向貸付 19.9兆円)	無担保消費者ローン (11.4兆円)
主な信用供与者	金融機関	信販会社  カード会社（銀行系）  カード会社（信販系）	カード会社（銀行系） (1.5兆円)  カード会社（信販系） (4.8兆円)	消費者金融 (11.4兆円)
規制法	銀行法等	割賦販売法	貸金業規制法	貸金業規制法
主な情報登録先	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">全銀協</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">C I C</div> <div style="text-align: right; margin: 5px;">(消費者金融12社)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">全情連 STARS (貸金業者のカード情報)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">全情連テラネット (残高件数を共有)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">全情連33センター (STARS) (貸金業者約2,300社)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">B</div> <div style="text-align: right; margin: 5px;">(消費者金融約50社)</div> </div>			

(注) かつこ内の額は貸付残高。

銀行個人向けローン、銀行住宅ローン及び販売信用・カード・ショッピングは、平成15年のもの（(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計(平成17年版)」より）  
消費者向貸付、カード・キャッシング／ローン及び無担保消費者ローンは、平成17年3月末のもの（「貸金業者の営業形態別業務状況」より）

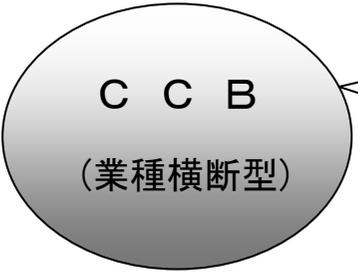
# 信用情報機関及び信用情報の交流の状況

それぞれの信用情報機関では、会員相互にホワイト(残高)情報・延滞情報を共有し、与信審査に活用

会員：信販会社、クレジットカード会社、貸金業者、住宅ローン会社等約750社



会員：銀行等金融機関、クレジットカード会社、貸金業者、リース会社、保証会社等約500社



延滞情報の交流

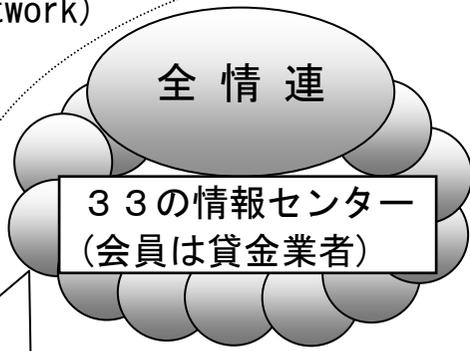
CRIN (Credit Information Network)

会員：銀行等金融機関、クレジットカード会社(銀行系)、保証会社等約1500社



会員：信販会社、クレジットカード会社、貸金業者(銀行系)等約130社

全情連グループ



会員：専業貸金業者約2300社その他(注)  
(注) テラネットに加入する信販系カード会社のカードローンも受け入れ開始

ホワイト(残高)情報の交流  
ただし、件数のみ

## 信用情報機関の概要

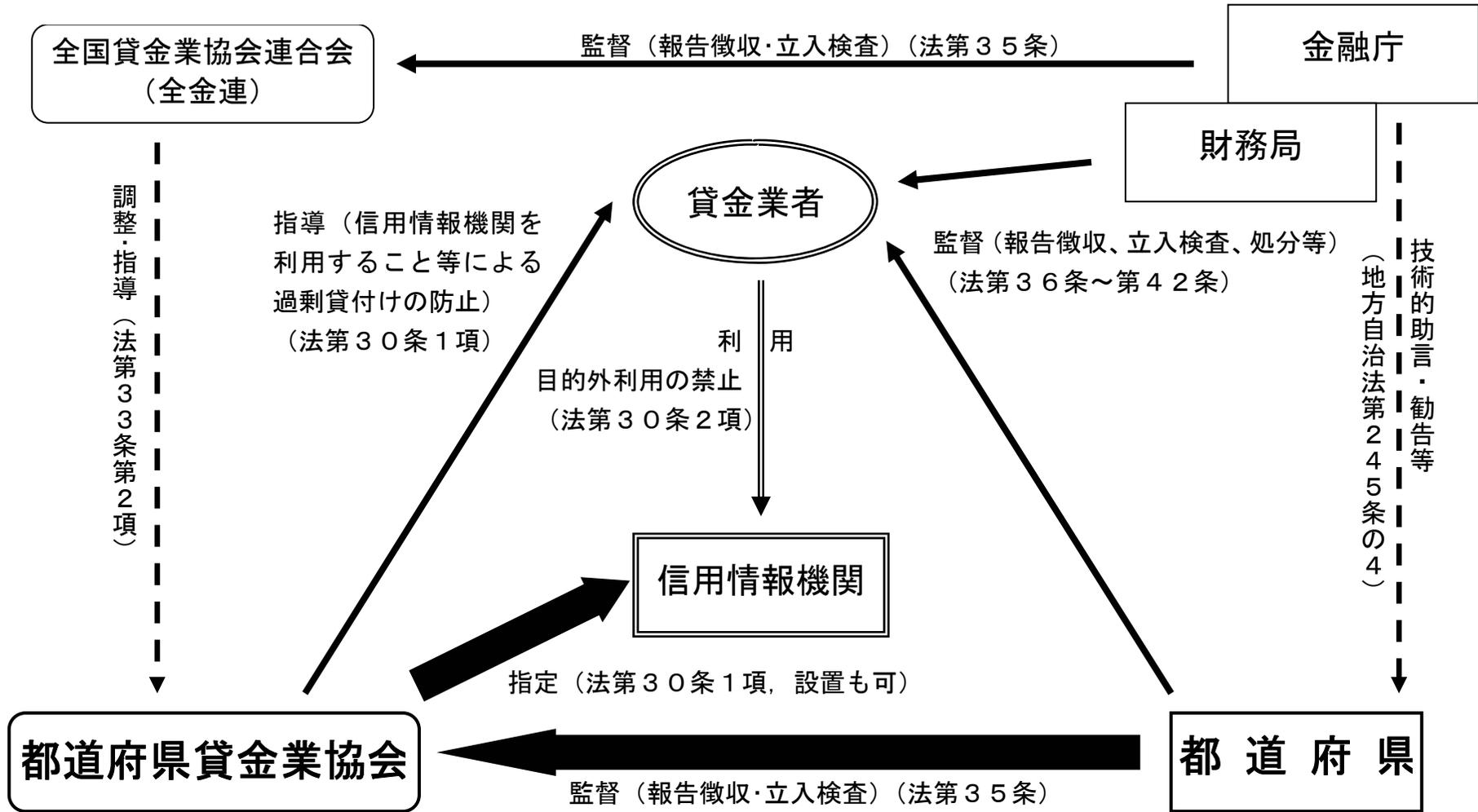
		全国信用情報センター連合会(昭和51年～)		(株)シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報 センター(全銀協)	(株)シーシービー (CCB)
		33センター(STARS)	テラネット			
1. 設立経緯及び創立時期		昭和48年以降貸金業者により個人信用情報センターが順次設立され、昭和59年から現在の33センター体制。	平成11年に33センターを株主として会社設立 (平成12年12月業務開始)	昭和59年9月設立(昭和60年4月業務開始)	昭和63年に各地の銀行協会にお願いされていたセンターを統合し、全銀協が運営を開始。	昭和54年設立
2. 会員	(1)会員数	2,315社(18年3月末)	133社(18年5月)	747社(18年4月末)	1,502社(18年3月末)	529社(18年4月末)
	(2)会員の属する業態	貸金業者	・信販会社 ・クレジットカード会社 ・貸金業者(上記以外)等	・信販会社 ・クレジットカード会社 ・保証会社 ・労金、農協 ・貸金業者(上記以外)等	・金融機関(銀行等) ・クレジットカード会社 ・保証会社 ・信用保証協会等	・金融機関(銀行等) ・信販会社 ・クレジットカード会社 ・保証会社 ・貸金業者(上記以外)等
	(3)会員資格 (主たるもの)	①貸金業者であること ②入会時において、貸金業協会会員であること (注)信販会社等であっても、名寄せ、全件登録、リアルタイム更新が可能であれば、ローン商品について加入可能	個人向け与信業者	①クレジット取引を主要な業務としていること ②原則として日本クレジット産業協会に入会していること	①銀行等の金融機関 ②上記①の会員の推薦を受けた個人向けの与信業者	①信用供与契約の業務を営む法人または団体であること ②貸金業者、割賦販売業者及び銀行等金融機関並びにこれらに準ずる業者
3. 情報の内容・登録方法等	(1)登録内容	各機関によって異同はあるが、本人特定情報(氏名、生年月日、住所等)、借入・返済等の情報(貸付額、貸付日、物販の契約額、入金日、返済履歴、残高、完済日等)、事故情報、破産宣告情報等が登録されている。				
	(2)更新頻度	リアルタイム	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
	(3)名寄せの有無	・会員からの照会には、本人特定情報の合致度に応じ、類似情報、参考情報を提供し、会員が同一性を判断(全機関共通) ・これに加え、全情連STARSは、随時データ内の名寄せ作業を行っている				
	(4)全件照会義務	×	×	○	×	○
	(5)全件登録義務	○	○	○	○(一回払いの物販は事故情報のみ)	○
4. 各データの保有件数等	(1)総登録情報量	6,272万件 2,220万人(18年4月)	2,671万件(残高ありが大多数) 1833万人(18年5月)	4億4,197万件 7,446万人(18年4月)	7,940万件 3,726万人(18年3月)	2億5,357万件 7,630万人(18年6月)
	(2)うち無担保(無保証)貸付の状況(※STARSを除き、人数に係るものは推計値)					
	①残高有り件数・人数	3,558万件/1,399万人	621万件/471万人	2,157万件/846万人	1,562万件/1,047万人	1,808万件/1,279万人
	②登録残高の合計額	1兆1,975億円	2兆1,720億円	8兆1,442億円	9兆205億円	8兆5,936億円
	③残高あり件数/一人 残高額/一契約	2.54件 39万9千円	1.3件 35万円	2.5件 51万7千円	1.5件 58万円	1.4件 47万5千円
	④事故情報件数・人数 (うち債務整理)	267万人 (83万5千人)	45万件/39万人 (6万9千件/5万5千人)	137万件/54万人 (54万件/21万人)	102万件/74万人 (登録項目なし)	537万件/293万人 (102万件)
	(3)年間照会件数 (うち与信申込照会)	1億1,799万件 (2,724万件)	2,982万件 (1,010万件)	1億5,261万件 (6,304万件)	1,620万件 (1,168万件)	5,680万件 (3,385万件)

## 信用情報機関の法律上の位置付け

1. 個人信用情報の収集・提供を「業」として行うことに、業法的な規制はない。
2. 利用業者にかかる業法・規制法
  - (1) 貸金業規制法
    - ・ 貸金業協会は、信用情報機関を設置又は指定し、会員業者に利用させ過剰貸付防止を指導（訓示規定）。  
（注）協会による指定は都道府県が監督。国はその際の留意点を助言（取得情報の制限、個人情報保護等）。
    - ・ 会員業者は、信用情報を、返済能力の調査以外の目的に使用してはならない。  
（注）目的外利用を防止する措置を講じていない場合は、13条2項違反として行政処分対象。
    - ・ 無担保・無保証の貸付は、信用情報機関を利用し、借入状況や返済状況等を調査・記録（指導事項）。
  - (2) 割賦販売法
    - ・ 割賦販売業者等は、共同して設立した信用情報機関を利用し、支払能力を超える与信の防止に努める（訓示規定）。
    - ・ 割賦販売業者等は、信用情報を、支払能力の調査以外の目的に使用してはならない（訓示規定）。
  - (3) 銀行法
    - ・ 銀行は、信用情報を、返済能力の調査以外の目的に利用しないことを確保するための措置を講ずる義務（違反は行政処分対象）。
3. 個人情報保護法

「金融分野のガイドライン・実務指針」（金融庁）及び「取引信用分野のガイドライン」（経産省）は、監督対象機関・業者の利用する信用情報機関についても安全管理措置の義務の詳細な内容を示しているほか、適正な会員管理等を指導（義務違反には、勧告・命令、命令違反には罰則）。

# 貸金業規制法における信用情報機関の位置付け等



○ 都道府県貸金業協会における信用情報機関の指定状況

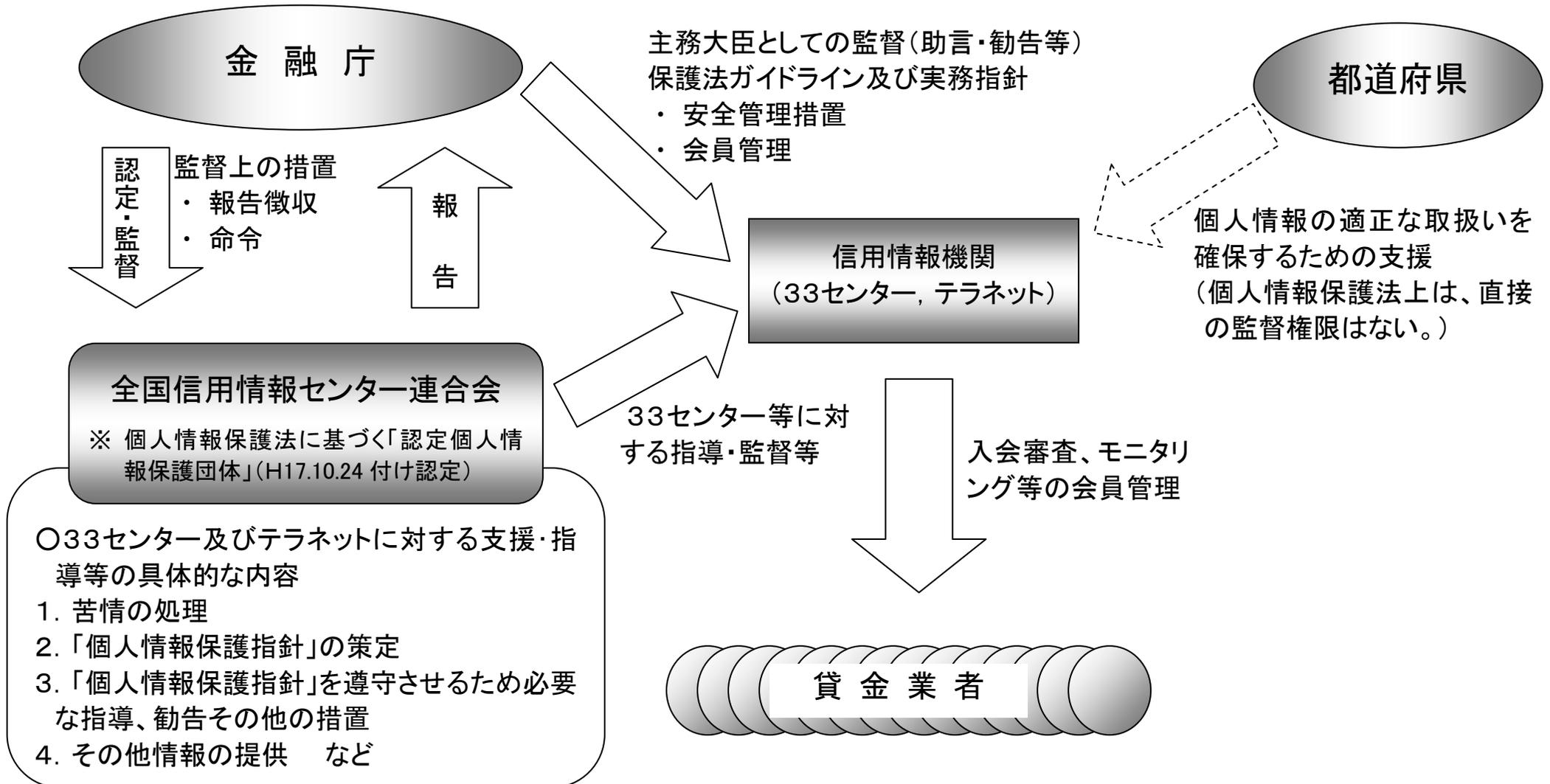
信用情報機関名	全金連	CIC	全銀協	テラネット	CCB
都道府県協会の数	46	23	1	21	10

（平成17年5月現在）

# 信用情報機関に対する個人情報保護法の適用

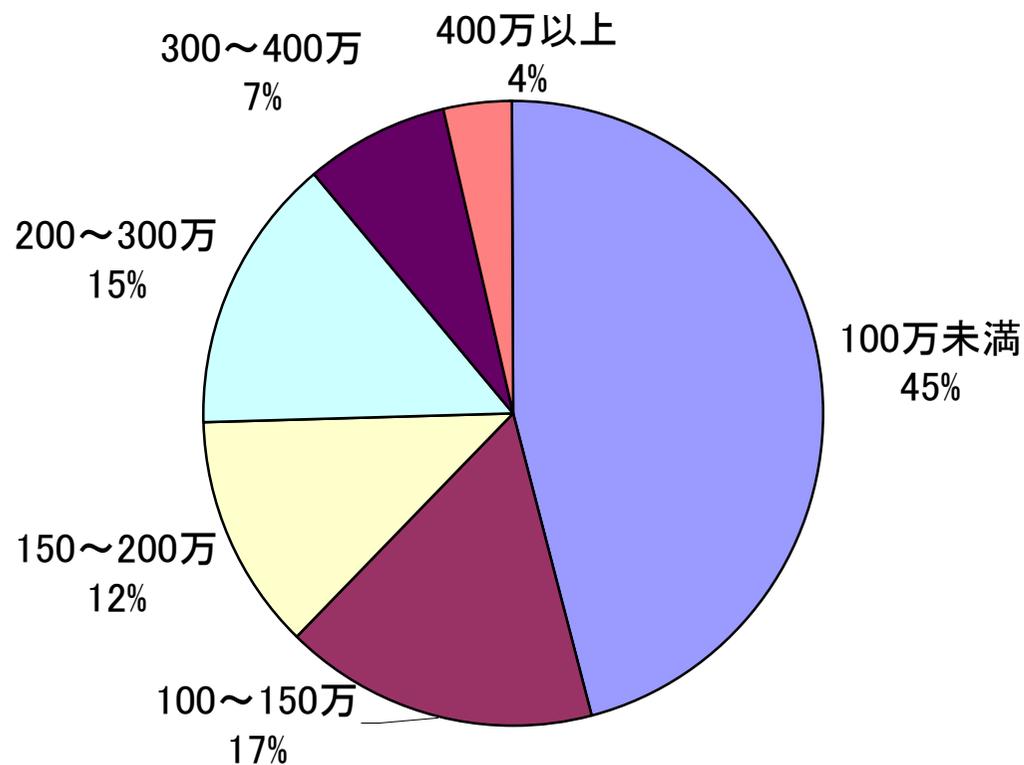
信用情報機関においては、保護法ガイドライン及び実務指針に定める安全管理措置を講ずる必要があるほか、個人信用情報の適正な登録・照会及び目的外利用防止のための会員管理を講ずることとしている。

また、33の信用情報機関等を会員に持つ「全国信用情報センター連合会(全情連)」が「認定個人情報保護団体」として、会員である信用情報機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する業務を行っている。



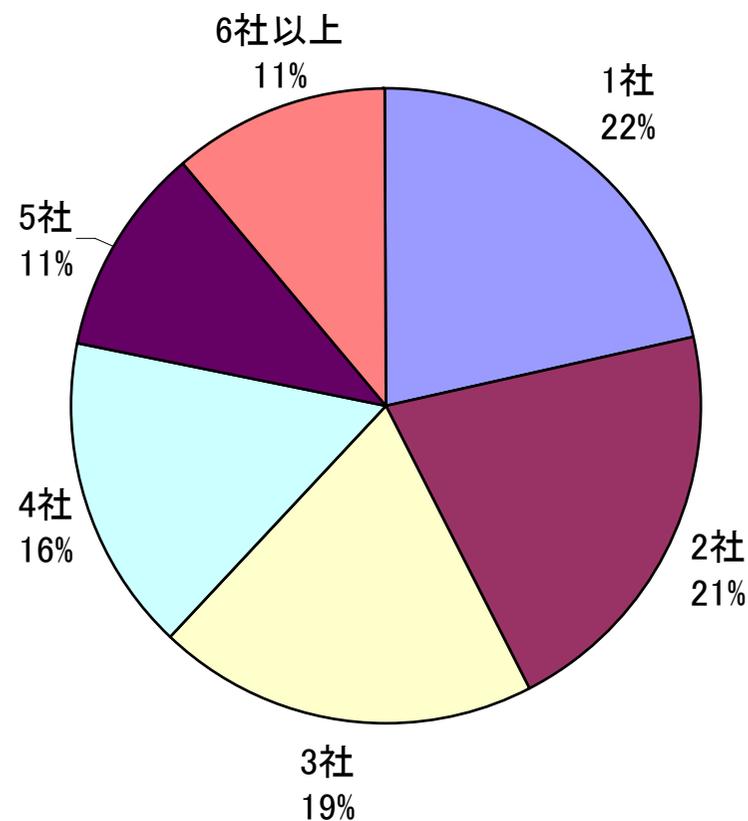
# 消費者金融の利用者一般の状況

## 消費者金融利用者の借入残高



平均借入残高 145万円(H16年度)

## 消費者金融利用者の借入件数



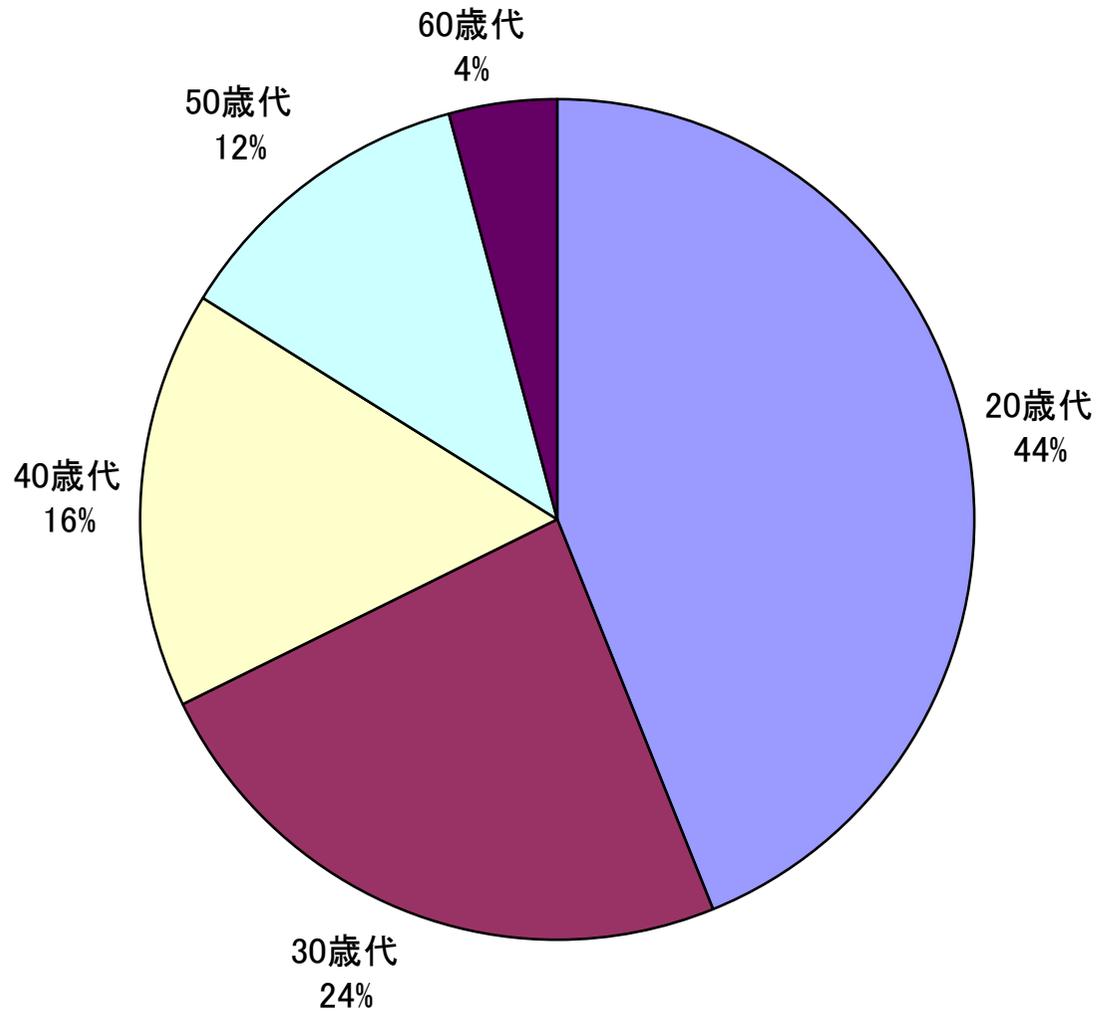
平均借入件数 3.2件

(出所)H17年度版消費者金融白書

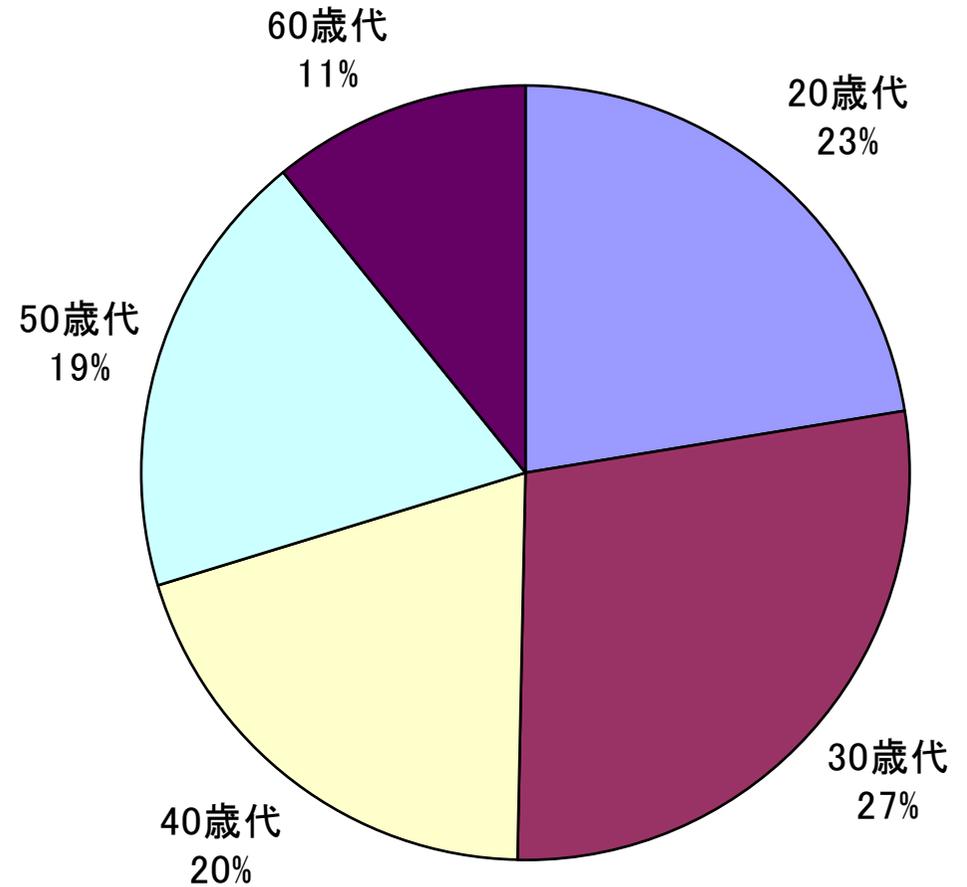
調査対象:JCFA、NIC会員店舗利用者(418人)

# 消費者金融利用者の年齢構成

## 新規



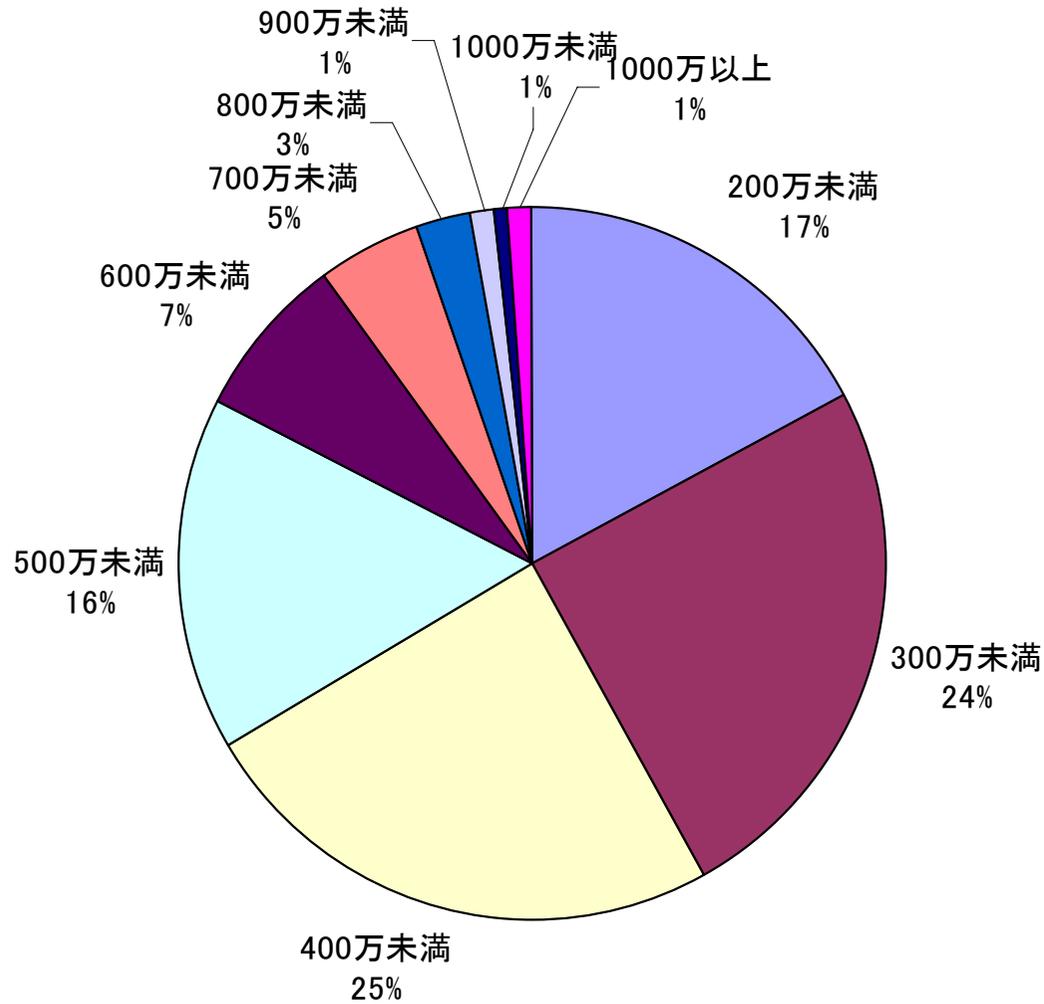
## 既存



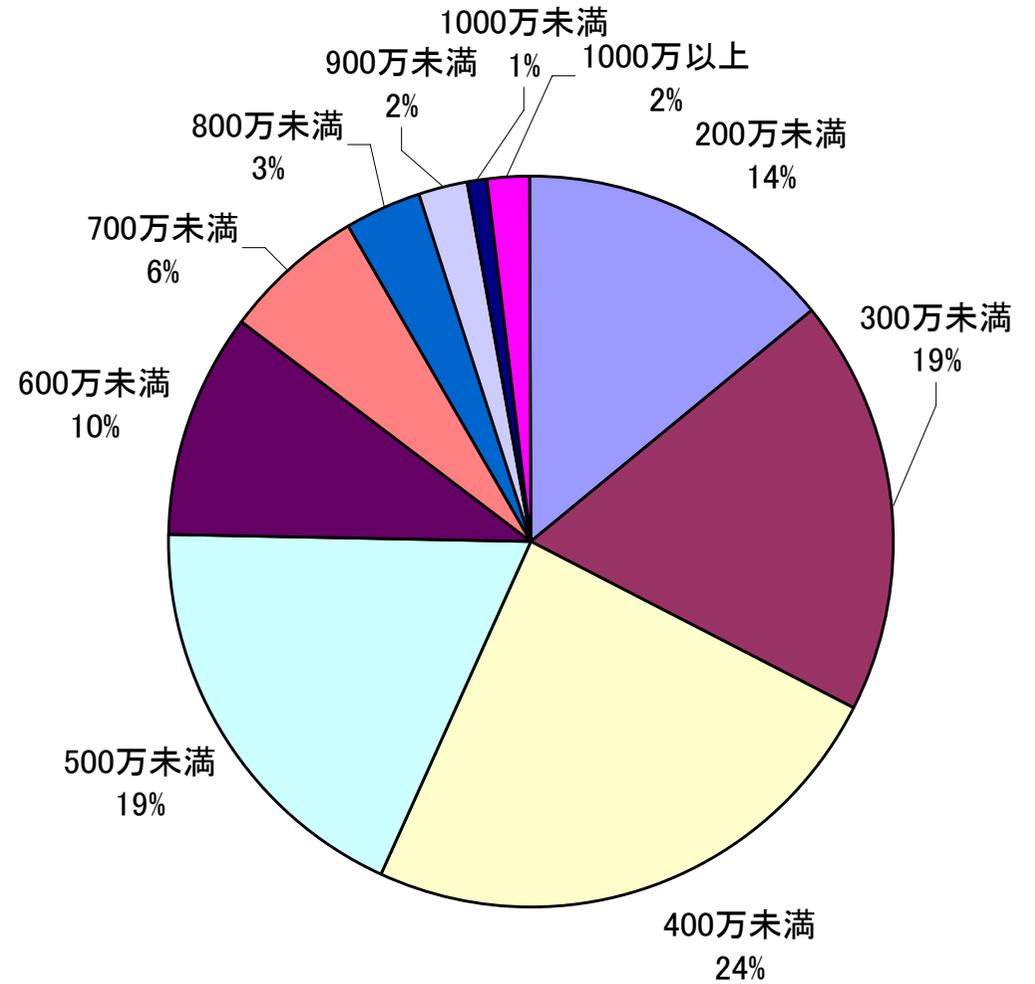
(出所) TAPALS白書2005  
消費者金融連絡会(H17年)

# 消費者金融利用者の年収

## 新規



## 既存



(出所) TAPALS白書2005  
消費者金融連絡会(H17年)

## クレジットカウンセリングを受けた相談者の状況

○カウンセリングを受け  
和解に至った債務者

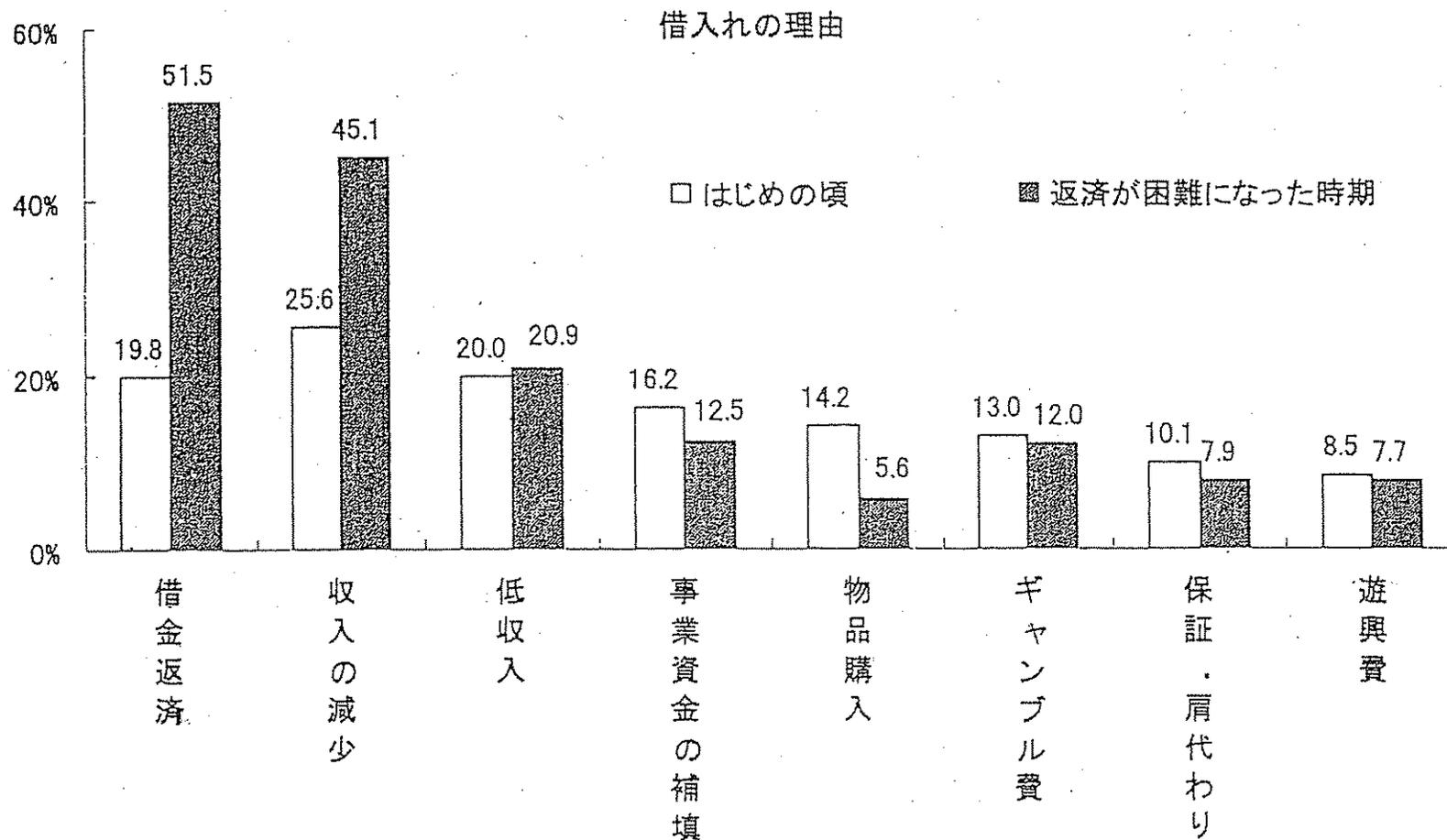
平均借入件数 6.5件  
平均債務額 304万円  
平均月収 25.6万円  
(×12ヶ月 307万円)

○カウンセリングにより  
自己破産相当とされた  
債務者

平均債務件数 8.6件  
平均債務額 444万円  
平均月収 26.3万円  
(×12ヶ月 315.6万円)

※住宅債務を負っていない者のデータ

(出所)クレジットカウンセリング協会



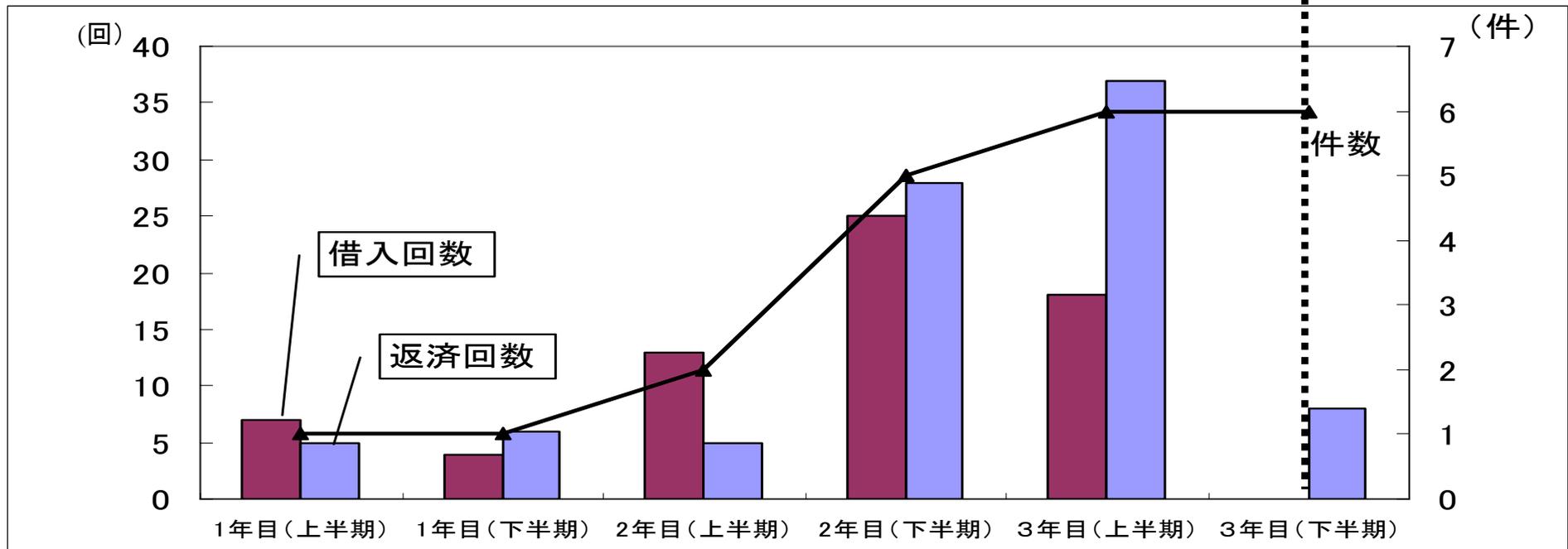
(出所)国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」  
 調査対象:弁護士事務所および司法書士事務所等への相談者(585人)

# ある債務者の借入・返済の推移

(回)

	貸手A		貸手B		貸手C		貸手D		貸手E		貸手F	
	借入	返済										
1年目(上半期)	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1年目(下半期)	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年目(上半期)	10	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
2年目(下半期)	8	7		7	4	4	7	5	6	5	-	-
3年目(上半期)	-	7	4	5	3	5	4	6	4	13	3	1
3年目(下半期)	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	-	2

(3年目下半期にて債務整理)



(出所)クレジットカウンセリング協会

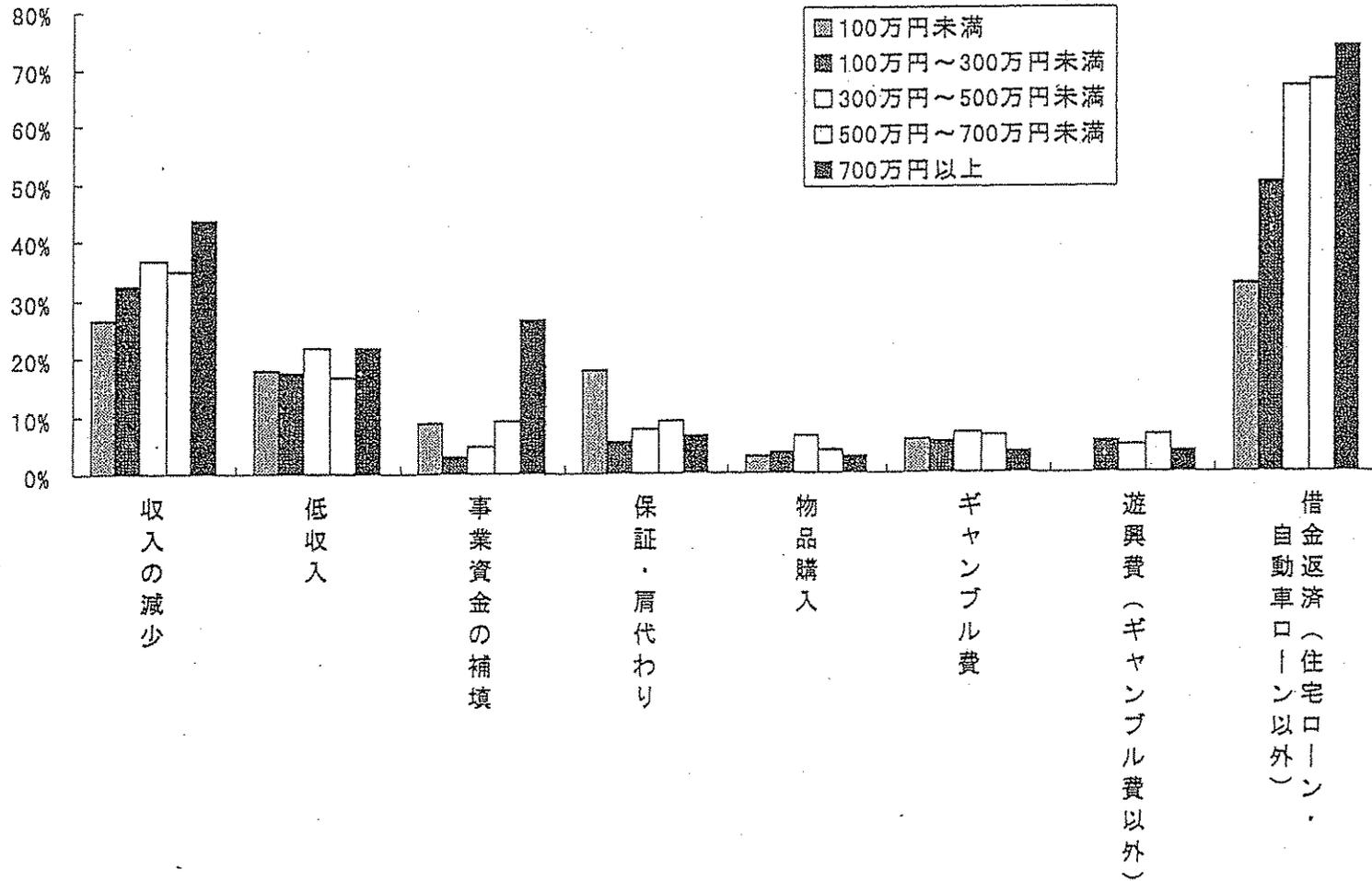
## 現在の借入れ状況

複数回答(回答数・%)

	全 体	男 性	女 性
計	585 (100.0)	334 (100.0)	225 (100.0)
住宅ローン	104 (17.8)	75 (22.5)	24 (10.7)
銀行等の金融機関(住宅ローンを除く)	199 (34.0)	129 (38.6)	65 (28.9)
信販会社(クレジットカード会社)	335 (57.3)	191 (57.2)	130 (57.8)
消費者金融(サラ金)	437 (74.7)	255 (76.3)	167 (74.2)
商工ローン会社	31 (5.3)	21 (6.3)	8 (3.6)
ヤミ金融(出資法違反業者)	48 (8.2)	32 (9.6)	13 (5.8)
その他	66 (11.3)	46 (13.8)	18 (8.0)

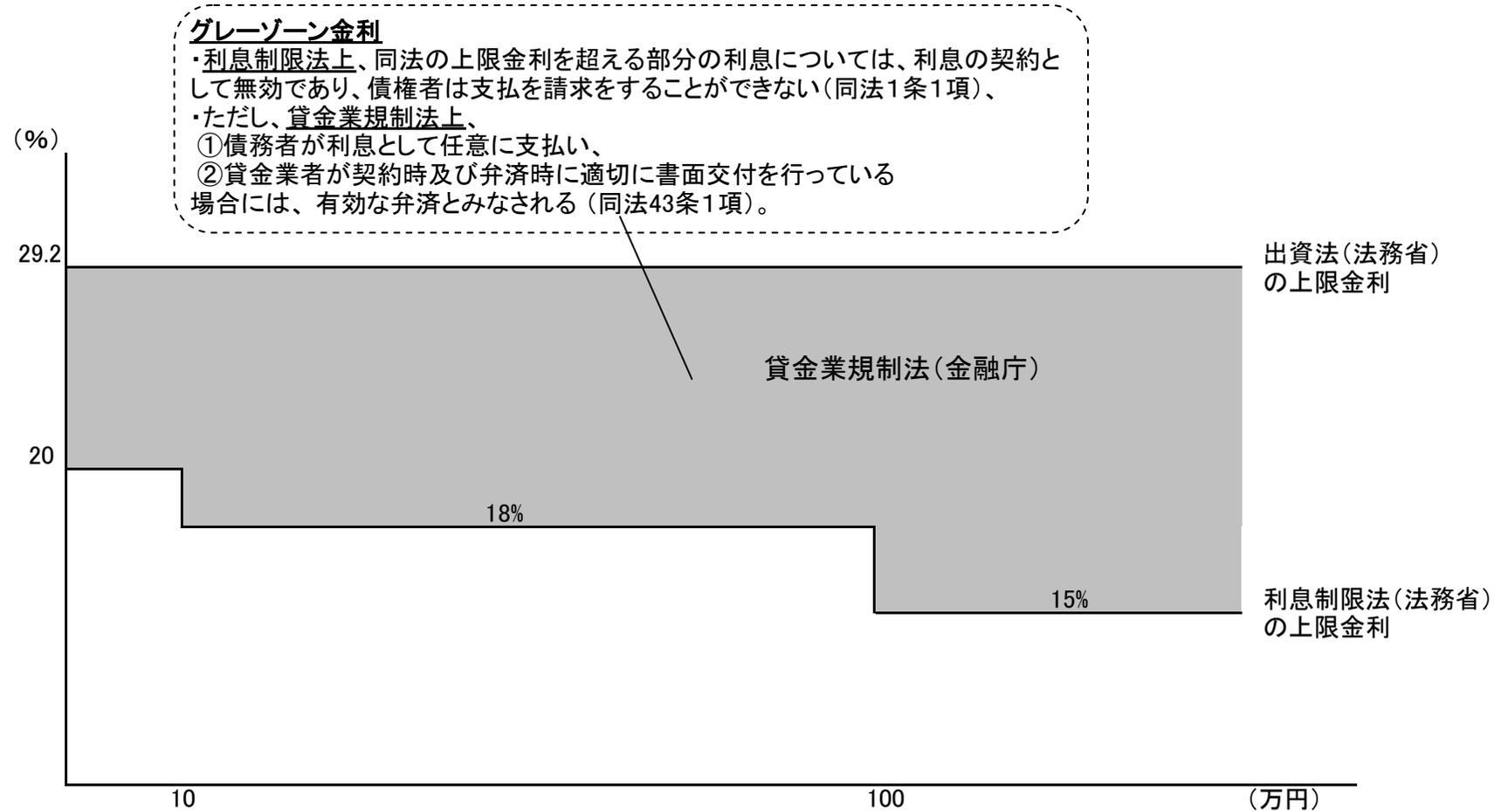
(出所)国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」  
調査対象:弁護士事務所および司法書士事務所等への相談者(585人)

直近の借入れ理由（借入れ金額別・住宅ローンを除く）  
（複数回答）

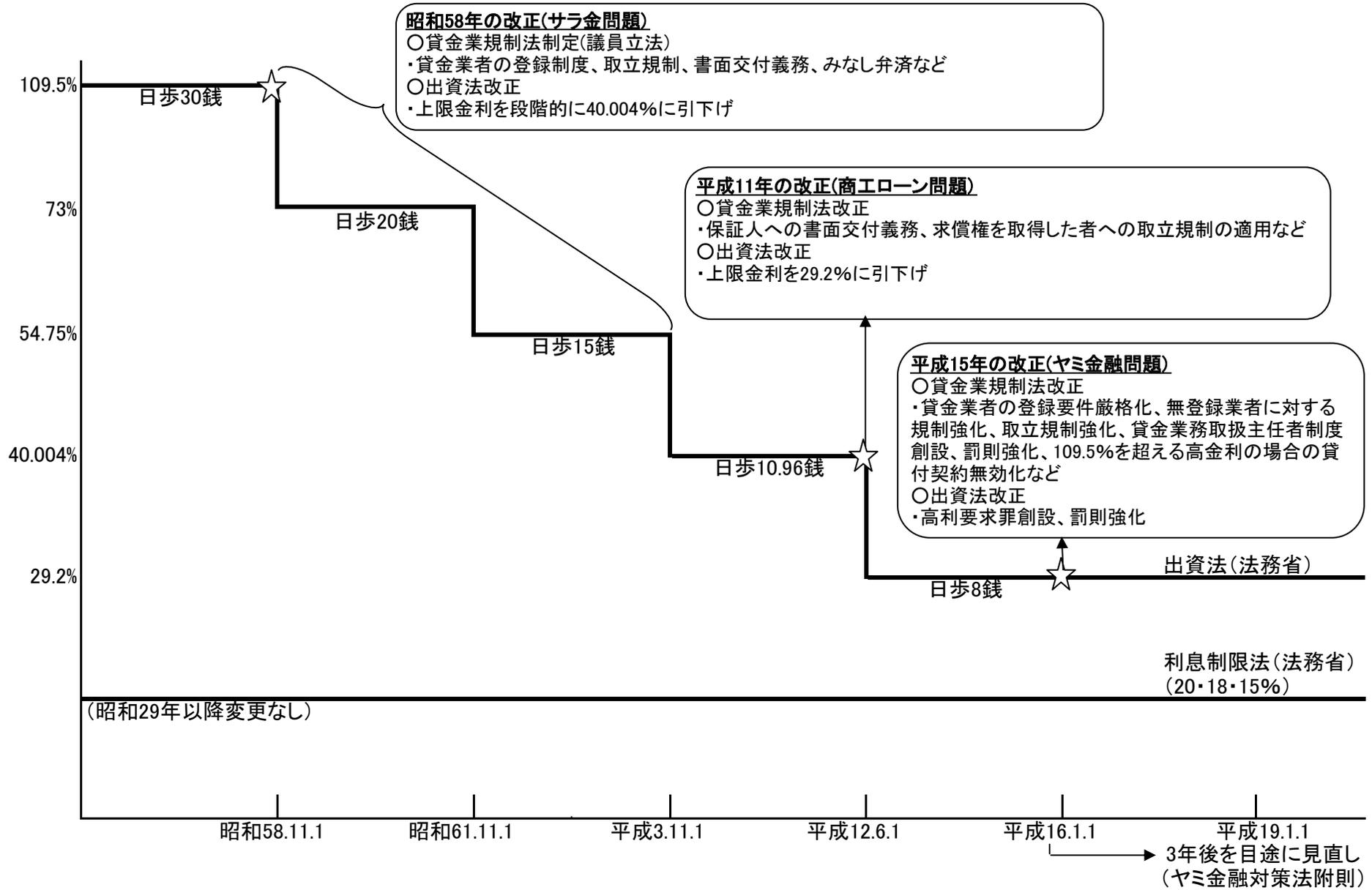


（出所）国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」  
調査対象：弁護士事務所および司法書士事務所等への相談者（585人）

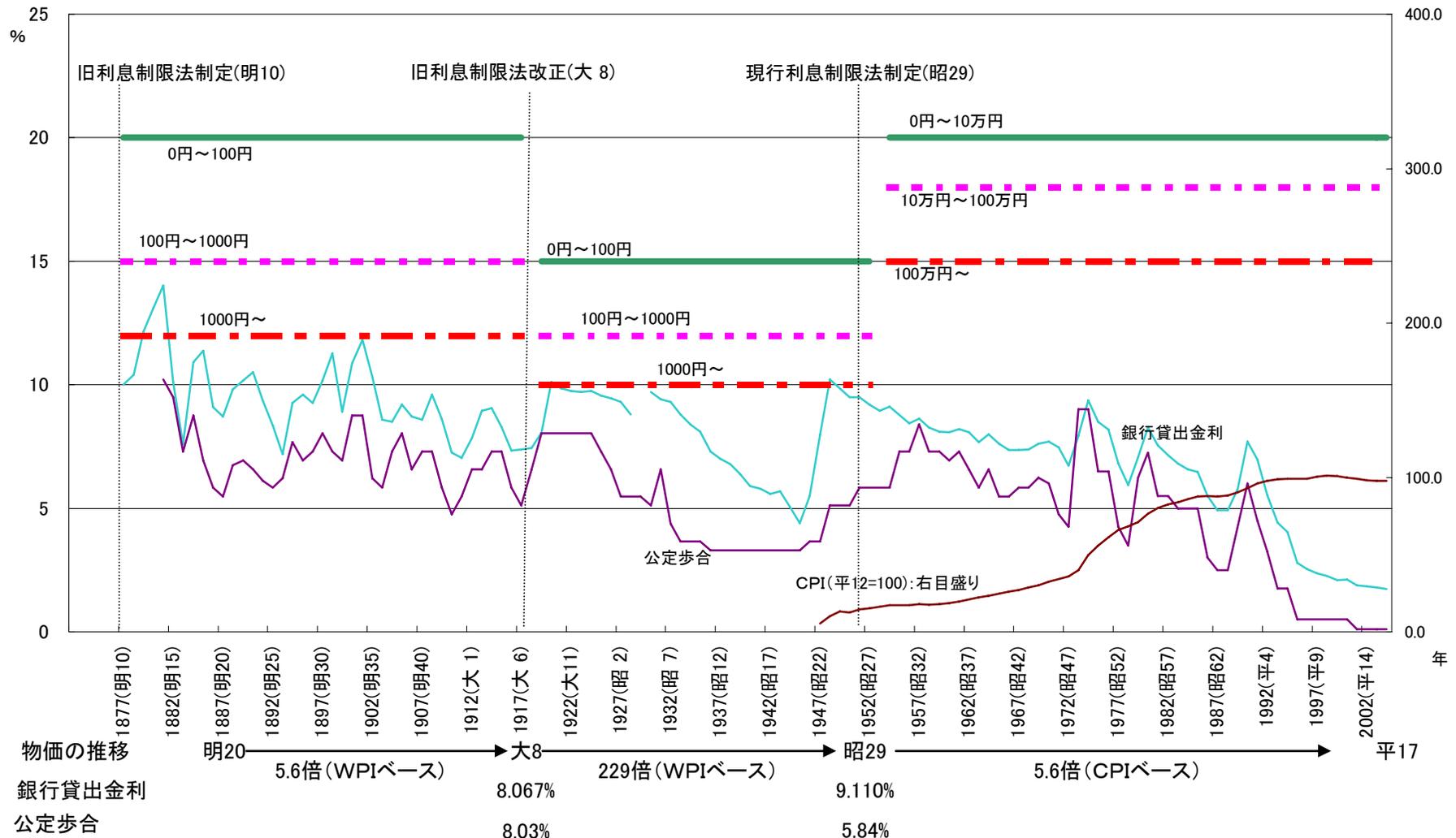
## グレーゾーン金利とみなし弁済



# 出資法と利息制限法の上限金利の推移



# 利息制限法の上限金利の推移



# 貸金業者の営業形態別業務状況(平成17年3月末)

三井住友銀行(カードローン)  
リボ: 8~12%

みずほ銀行(カードローン)  
リボ: 11.6~16.6%

三菱東京UFJ銀行(カードローン)  
リボ: 14.9~17.9%

業 態	業者数	消費者向貸付					
		残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	うち無担保残高(百万円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保貸金業者	4,462	11,351,750	57.2%	24.16	10,622,133	62.4%	24.68
うち大手	27	10,272,695	51.7%	24.21	9,578,790	56.3%	24.76
うち大手以外	4,435	1,079,055	5.4%	23.66	1,043,343	6.1%	23.90
消費者向有担保貸金業者	651	147,471	0.7%	11.58	18,309	0.1%	19.35
消費者向住宅向貸金業者	144	567,793	2.9%	3.30	8,849	0.1%	5.00
事業者向貸金業者	2,185	600,291	3.0%	8.44	205,993	1.2%	18.03
手形割引業者	538	2,770	0.0%	23.21	1,946	0.0%	25.51
クレジット会社	188	1,460,374	7.4%	19.36	1,439,334	8.5%	19.59
信販会社	111	4,807,323	24.2%	20.56	4,339,971	25.5%	22.37
流通・メーカー系会社	145	304,076	1.5%	26.16	302,882	1.8%	26.20
建設・不動産業者	443	95,586	0.5%	11.36	24,008	0.1%	19.76
質屋	209	7,770	0.0%	24.95	2,975	0.0%	23.78
リース会社	137	512,263	2.6%	3.61	43,043	0.3%	9.07
日賦貸金業者	781	0	0.0%	0.00	0	0.0%	0.00
合 計	9,994	19,857,467	100.0%	21.21	17,009,443	100.0%	23.54

大手5社の平均約定金利:  
24.24%(プロミス)~27%(アイフル)  
モビット、アットローン、DCキャッシュワン: 15~18%

<キャッシング(貸金)>	<販売信用>
<b>JCBカード</b> 翌月払: 27.8% リボ: 14.1~18%	<b>JCBカード</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 13.2~15% 分割(総合割賦): 12~15%
<b>三井住友カード</b> 翌月払: 27.8% リボ: 14.4~18%	<b>三井住友カード</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 15% 分割(総合割賦): 12~14.75%
<b>UFJカード</b> 翌月払: 27.8% リボ: 15~18%	<b>UFJカード</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 13.2~15% 分割(総合割賦): 12~15%
<b>ニコスカード</b> 翌月払: 26.28% リボ: 15~26.28% (ローン専用: 8.5~18%)	<b>ニコスカード</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 12.24% 分割(総合割賦): 10.25~12.75%

<キャッシング(貸金)>	<販売信用>
<b>オリコ</b> 翌月払: 26.4% リボ: 15~27.6% (ローン専用: 8.4~25%)	<b>オリコ</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 8.28~9.6% 分割(総合割賦): 10.8~13.3%
<b>クレディセゾン</b> キャッシング: 18~25%	<b>クレディセゾン</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 9.6~13.8% 分割(総合割賦): 9~12.2%
<b>ライフ</b> 翌月払: 29.2% リボ: 28.8%	<b>ライフ</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 13.08% 分割(総合割賦): 11.3~13.89%

<キャッシング(貸金)>	<販売信用>
<b>丸井</b> 翌月払: 27% リボ: 27%	<b>丸井</b> 翌月払等: 手数料なし リボ: 13.2% 分割(総合割賦): 13.2%

- (注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。
- (注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。
- (注3) 「業者数」については、貸付残高のない業者を除いたものである。

※ <販売信用>における、「翌月払等」はマンスリー払い、2回分割払い、ボーナス一括払いを意味し、数値は経済産業省から提供されたもの。

( 参 考 )

(単位:億円)

	国内銀行			
	総貸出残高	うち個人向け	うち 消費財・サービス 購入資金	うち
				カードローン等
平成6年3月末	5,080,051	817,296	183,787	77,337
平成7年3月末	5,060,794	811,997	170,441	72,511
平成8年3月末	5,090,445	873,603	159,254	66,857
平成9年3月末	5,052,681	902,327	150,517	62,648
平成10年3月末	4,981,719	924,615	139,993	58,763
平成11年3月末	4,864,024	937,562	125,742	53,417
平成12年3月末	4,850,958	953,371	116,990	49,190
平成13年3月末	4,692,408	967,105	111,359	46,431
平成14年3月末	4,464,123	993,471	102,506	44,045
平成15年3月末	4,247,689	1,024,994	92,678	41,561
平成16年3月末	4,086,249	1,063,344	85,213	38,960
平成17年3月末	3,959,856	1,099,146	91,076	37,653

(単位:億円)

貸金業者
消費者向 無担保貸金業者 貸付金残高
45,731
52,177
64,771
74,834
N.A.
89,846
95,948
106,263
119,341
120,074
117,169
116,720

[出典]

- ・日本銀行「貸出先別貸出金 国内銀行」「個人向け貸出金」  
(注1)カードローン等とは、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシング。
- ・貸金業者から提出された業務報告書  
(注2)消費者向無担保貸金業者貸付金残高の平成10年3月末は未集計。

(参考)

## 信用供与残高総括表(推計)

(単位:億円、%)

取引形態		年		信用供与残高		
				平成15年	平成16年	前年比
消費者信用	販売信用	クレジットカードショッピング	割賦販売	1,265	1,219	△ 3.6
			割賦購入あつせん	12,366	12,835	3.8
			割賦方式計	13,631	14,054	3.1
			非割賦販売	3,759	4,181	11.2
			非割賦購入あつせん	21,282	22,975	8.0
			非割賦方式計	25,041	27,156	8.4
		クレジットカードショッピング計	38,672	41,210	6.6	
		個品	割賦販売	7,331	7,270	△ 0.8
			割賦購入あつせん	52,291	50,732	△ 3.0
			ローン提携販売	695	660	△ 5.0
	提携ローン		43,632	42,457	△ 2.7	
	割賦方式計		103,949	101,119	△ 2.7	
	非割賦販売		2,522	2,377	△ 5.7	
	非割賦購入あつせん		3,173	3,005	△ 5.3	
	非割賦方式計		5,695	5,382	△ 5.5	
	個品計		109,644	106,501	△ 2.9	
	販売信用計		148,316	147,711	△ 0.4	
		割賦方式計	117,580	115,173	△ 2.0	
		非割賦方式計	30,736	32,538	5.9	
	消費者金融	消費者ローン	販売信用業務を行う信用供与者による消費者ローン	クレジットカードキャッシング	33,551	34,541
その他の消費者ローン				32,199	32,092	△ 0.3
計				65,750	66,633	1.3
		民間金融機関	178,987	176,795	△ 1.2	
		消費者金融会社	101,755	101,571	△ 0.2	
		消費者ローン計	346,492	344,999	△ 0.4	
		定期預金担保貸付	94,505	84,644	△ 10.4	
		郵便貯金預金者貸付	5,539	4,804	△ 13.3	
		動産担保貸付	266	257	△ 3.4	
		消費者金融計	446,802	434,704	△ 2.7	
	消費者信用合計	595,118	582,415	△ 2.1		

クレジットカードによる、総合割賦及びリボ払い

クレジットカードによる、翌月払等(一括、2回、ボーナス一括)

一般的なクレジットカードによる購入方法

自動車や高額家具など、個々の商品の購入毎に契約を交わす方法

(推計)(社)日本クレジット産業協会

(出典)(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成18年版」

事業者向貸金業者の事業者向貸付(手形割引を除く)の平均約定金利別構成比率

事業者向貸付(手形割引を除く)の平均約定金利	該当業者数		事業者向貸付残高合計		
		構成比(%)	(百万円)	構成比(%)	
28%超	511	23.4	129,357	0.7	商工ローン (無担保有・無保証)
26%超～28%以下	126	5.8	14,147	0.1	
24%超～26%以下	121	5.5	76,188	0.4	
22%超～24%以下	138	6.3	164,378	0.9	
20%超～22%以下	75	3.4	135,231	0.7	
18%超～20%以下	84	3.8	26,661	0.1	
16%超～18%以下	81	3.7	358,091	1.9	不動産担保 融資
14%超～16%以下	94	4.3	96,714	0.5	
12%超～14%以下	51	2.3	773,796	4.2	
10%超～12%以下	79	3.6	37,261	0.2	
8%超～10%以下	94	4.3	1,138,046	6.1	大企業向 融資
6%超～8%以下	89	4.1	81,201	0.5	
4%超～6%以下	119	5.5	374,204	2.0	
2%超～4%以下	240	11.0	3,601,505	19.4	企業グループ内 ファイナンス
2%以下	283	13.0	11,552,870	62.3	
合計	2,185	100.0	18,559,650	100.0	

(注1) 上記は平成17年3月末の数字である。

(注2) 平成17年3月末の事業者向貸金業者数(提出された業務報告書において貸付残高があるもの)は、2,185である。

## 消費者金融業者の収益・費用構造

貸付残高に対する営業収入、経費、営業利益の比率〈平成9年度～平成16年度〉

(%)

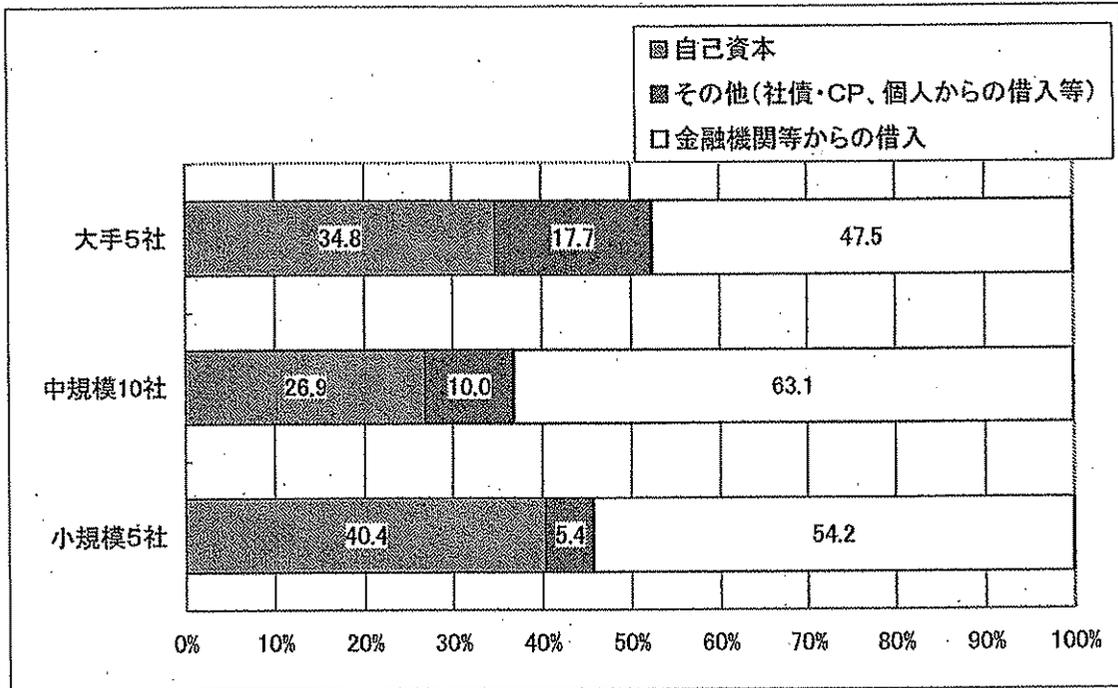
貸付残高	営業収入	経費計						営業利益 (経費計)							
			人件費	広告宣伝費	貸倒償却費	資金調達費	その他	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度
10億円未満	25.2	23.8	8.0	1.8	6.5	2.3	5.2	1.4	▲ 0.3 (24.8)	0.7 (25.0)	▲ 1.24 (29.29)	▲ 1.04 (29.85)	▲ 0.42 (31.48)	8.5	10.90
10～50億円未満	24.7	23.6	7.4	1.9	5.1	3.0	6.2	1.1	2.8 (22.2)	3.6 (22.7)	2.06 (25.21)	3.06 (25.85)	4.45 (26.68)	10.30	9.70
50～100億円未満	24.3	21.6	4.7	1.3	4.9	5.8	4.9	2.7	2.2 (23.4)	3.4 (23.1)	4.72 (23.65)	2.97 (28.12)	3.26 (30.83)	9.90	10.40
100～500億円未満	24.2	22.6	3.9	1.6	5.3	4.2	7.6	1.6	▲ 0.6 (26.2)	2.6 (24.1)	3.94 (21.75)	5.97 (21.05)	6.21 (21.95)	9.40	11.60
500～5,000億円未満	25.7	21.9	3.5	1.1	8.6	2.4	6.3	3.8	2.6 (22.6)	1.0 (24.3)	4.37 (21.86)	6.64 (20.49)	7.98 (22.14)	8.10	8.40
5,000億円以上	23.4	16.6	2.1	0.9	5.9	1.3	6.4	6.8	6.5 (16.6)	8.1 (15.3)	9.57 (13.06)	10.77 (12.60)	10.67 (13.40)	10.90	10.70

(資料)平成17年版～平成10年版消費者金融白書(JCFA)における限られたサンプル調査(14～16年度についてはそれぞれ55、53、58サンプル)による。

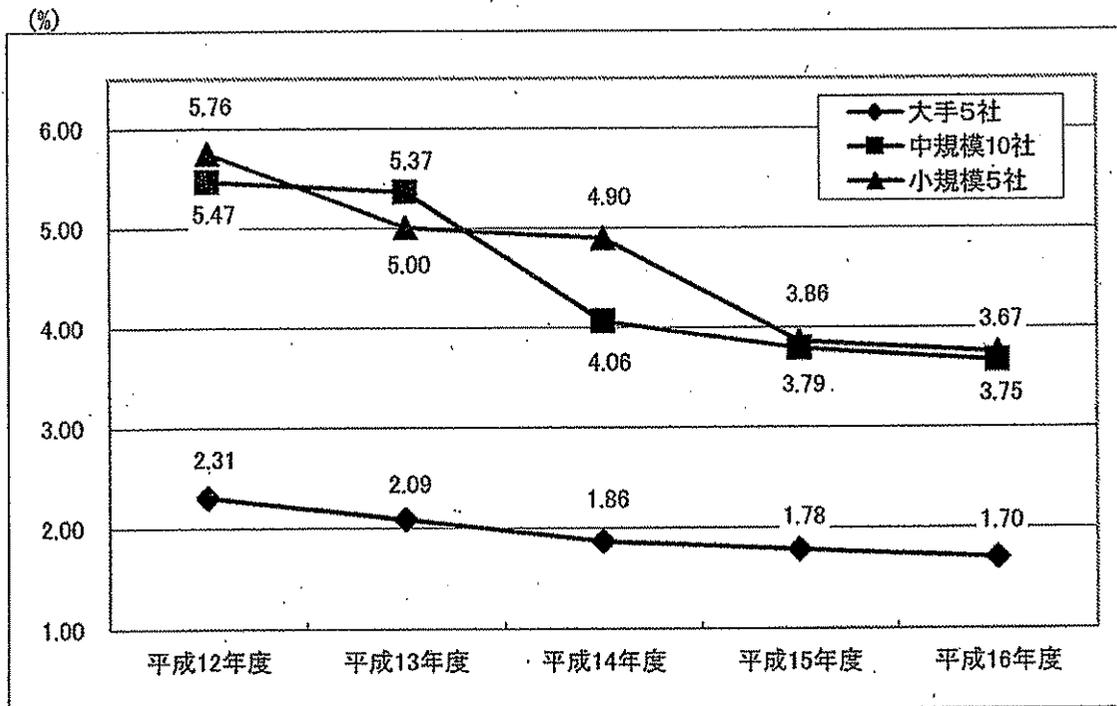
※平成9年、10年度の5千億以上の数値は、会員中最大手3社の数値である。

第10回貸金業制度等に関する懇談会 (H18. 2. 15)  
事務局 提出資料から抜粋

資金調達状況(平成16年度)



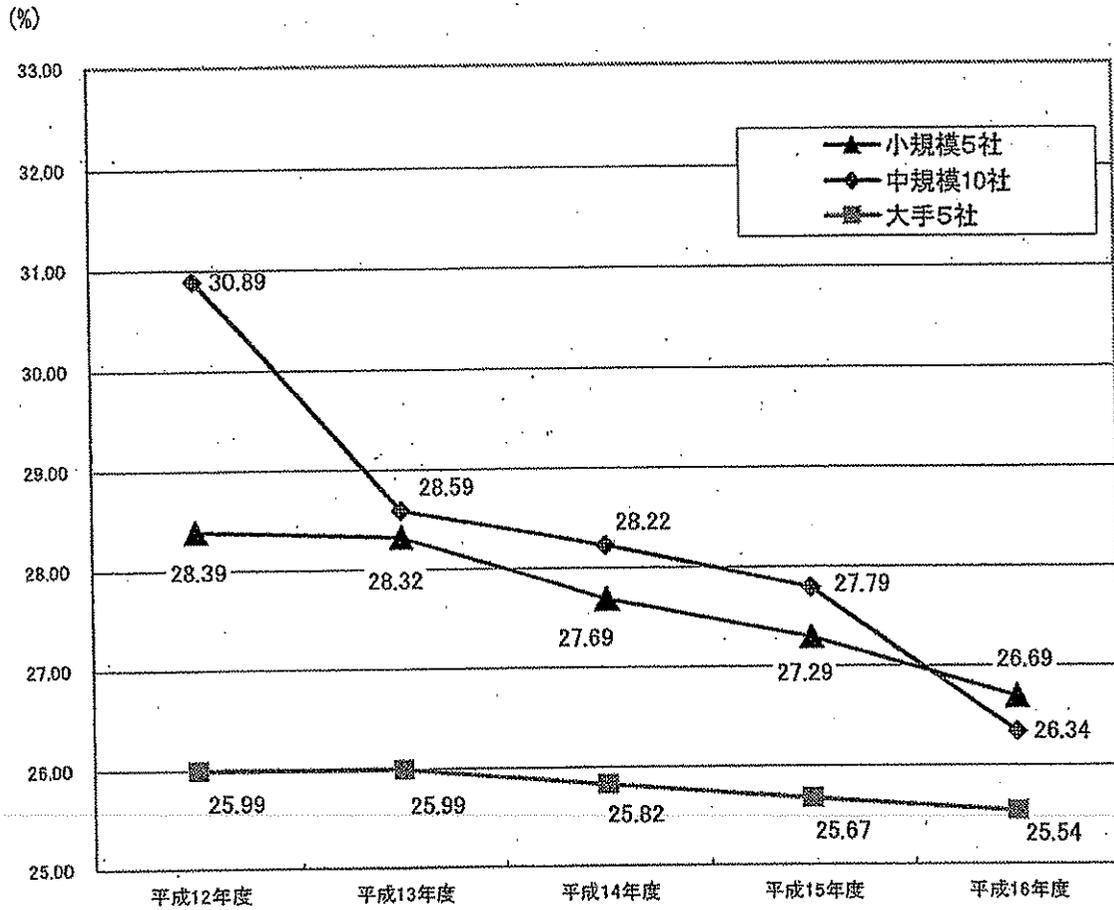
金融機関等からの平均調達金利



(注1)「中規模10社」「小規模5社」については、協力の得られた各社から提供を受けたものであり、統計的に有意とも言えないことに留意する必要がある。

(注2)小規模業者については、親会社からの超低利の金融支援もあり、量・金利の両面で実力よりも有利に見える点に留意する必要がある。

### 平均約定金利の推移



(単位:%)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
大手5社	25.99	25.99	25.82	25.67	25.54
中規模10社	30.89	28.59	28.22	27.79	26.34
小規模5社	28.39	28.32	27.69	27.29	26.69

(注) 大手5社、中規模10社、小規模5社それぞれの加重平均。

## ニッシンの収益構造と資金調達構造

### <収益構造> (ニッシン単体)

単位:百万円

	平成17年3月期中間期		平成17年3月期		平成18年3月期中間期	
	金額	対:平均残高	金額	対:平均残高	金額	対:平均残高
平均貸付金残高	145,849	100.0%	145,113	100.0%	151,027	100.0%
利息収入	15,399	21.1%	29,250	20.2%	13,939	18.5%
その他収入	1,407	1.9%	3,121	2.2%	2,108	2.8%
営業収益	16,806	23.0%	32,371	22.3%	16,047	21.3%
金融費用	1,420	1.9%	2,734	1.9%	1,181	1.6%
貸倒関連費用	4,529	6.2%	8,580	5.9%	4,477	5.9%
その他費用	6,678	9.2%	13,511	9.3%	7,152	9.5%
営業費用	12,627	17.3%	24,825	17.1%	12,811	17.0%
営業利益	4,178	5.7%	7,546	5.2%	3,237	4.3%

※その他費用は、人件費関連費用・営業関連費用・設備関連費用の合計です。

※中間期の「対:平均残高」は、年率換算後の数値です。

### <資金調達構造> (ニッシン単体)

単位:百万円

	平成17年3月期中間期		平成17年3月期		平成18年3月期中間期		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	取引先数
間接調達	83,850	71.9%	100,855	75.0%	98,353	67.8%	94
銀行	59,112	50.7%	79,538	59.2%	81,357	56.1%	71
損害保険	2,259	1.9%	1,716	1.3%	1,279	0.9%	3
その他金融機関	4,828	4.1%	5,071	3.8%	4,723	3.3%	6
ノンバンク	17,651	15.1%	14,528	10.8%	10,994	7.6%	14
直接調達	32,781	28.1%	33,614	25.0%	46,620	32.2%	-
社債等	26,999	23.1%	23,442	17.4%	38,901	26.8%	-
CP	1,500	1.3%	3,500	2.6%	3,900	2.7%	-
証券化	4,282	3.7%	6,672	5.0%	3,819	2.6%	-
合計	116,631	100.0%	134,469	100.0%	144,973	100.0%	-

## ニッシンの商品ラインナップと残高構成の変遷

### <商品ラインナップ>

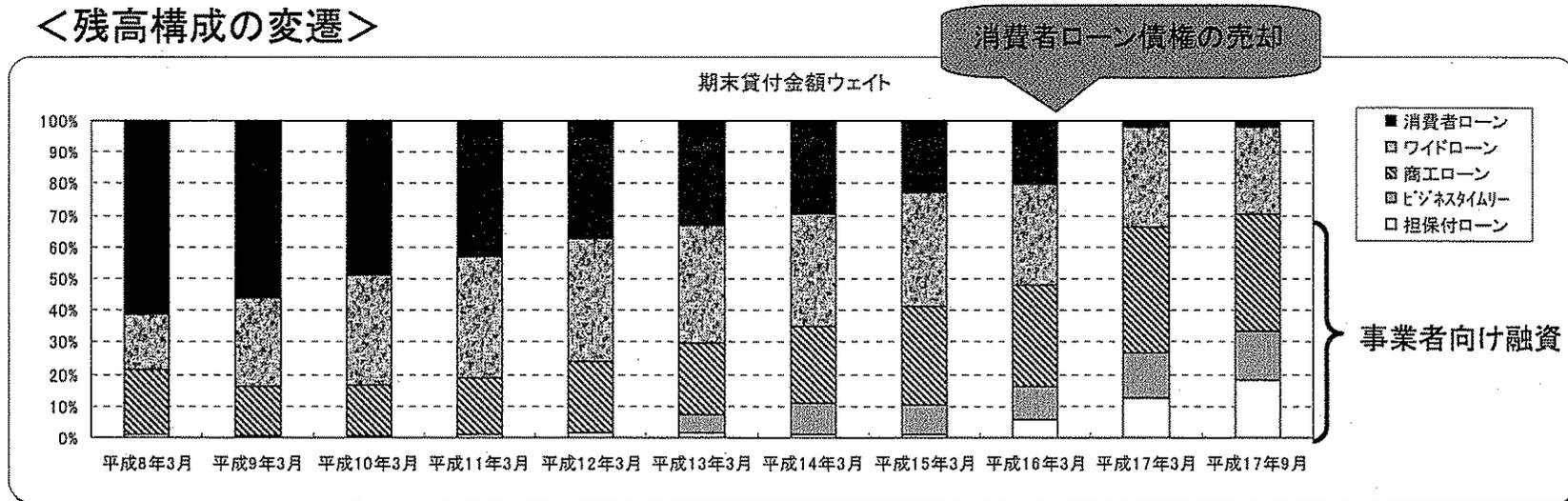
単位：百万円

商品名	資金 用途	債務者 の種類	保全方式	返済方法	平成18年3月期中間期			
					平均単価	残高	平均約定 金利(注1)	貸倒 償却率(注2)
商工ローン	事業性	個人、法人	第三者保証、代表者保証、売掛債権担保	元金均等、元本一括	2.5	58,637	22.6%	4.9%
ビジネスタイムリー	事業性	個人	無担保・無保証	リボルビング	1.4	23,693	25.8%	8.3%
担保付ローン	事業性	個人、法人	不動産、有価証券等の担保	元利均等、元本一括	67.1	28,968	7.8%	0.1%
商業手形割引	事業性	個人、法人	手形の裏書	-	1.6	154	13.4%	16.9%
ワイドローン	消費性	個人	第三者保証	元利均等	1.5	44,445	23.4%	5.4%
消費者ローン	消費性	個人	無担保・無保証	リボルビング	0.3	2,956	26.8%	13.7%

(注1) 商工ローン、担保付ローン、ワイドローンについては、別途事務手数料を頂くことがあり、その場合には約定金利と実質金利は異なります。

(注2) 貸倒償却率は年率換算しております。

### <残高構成の変遷>



高金利の影響は、具体例が分かり易いと思います。

サラ金のターゲットとなる人々は月々4万5000円を返済にあてることはできません。しかし、仮に4社から200万円借りて、月々4万5000円ずつ返すならば（資料4-7-4）、

1. 8%の銀行金利では3年11ヶ月で完済になります。

18%では6年1ヶ月で完済となりますが、利息として、10倍払うのではなく18倍払うこととなります。  
長期化するからです。

これに対して、27%では、4万5000円を永遠に払い続けても終わりません。40年で2160万円払っても終わらないのです。

利率は1.5倍でも、支払う利息は何十倍にもなるのです。

<資料4-7-4>から抜粋

200万円(100万未満繰借入)を借りて月々4万5000円ずつ返す場合

200万貸付	返済期間	回数	総支払利息	
A 1.8%	3年11ヶ月	47回	71,132円	
B 18%	6年1ヶ月	73回	1,315,529円	Aの18.5倍
C 27%	無限(一生)	無限	40年間21,600,000円	Cの303倍 =Bの16.4倍

高金利と過剰融資が多重債務者を産み出す構造⇒

既に借入平均145万円（消費者金融白書2004年版）
仮に150万円を金利29%で5年で元本まで返すならば、 返済原資は月々4万7612円必要 ⇒資料6
月4万8000円の返済原資を出すことができる所得層は 年収500万円代の層 ⇒資料6
サラ金業者の顧客は、所得がより低い層 現在の金利を前提にすると、既に無理な過剰融資になっている。

図1 100万円を超えると返済負担は重い

●年収別の平均的な返済余力(2人以上の勤労者世帯) (単位:円)

年収(万円)	月平均		
	可処分所得	支出	返済余力
200 ~ 249	211,914	188,434	23,480
250 ~ 299	233,581	214,854	18,727
300 ~ 349	239,817	213,774	26,043
350 ~ 399	270,302	226,240	44,062
400 ~ 449	294,408	252,673	41,735
450 ~ 499	316,414	279,920	36,494
500 ~ 549	345,605	297,601	48,004
550 ~ 599	368,251	319,283	48,968
600 ~ 649	392,973	318,217	74,756

(出所) 総務省統計局「家計調査年報」(平成14年版・家計収支編・2人以上の世帯)から計算。支出は消費支出+土地家屋借入金返済。可処分所得から支出を差し引いた残りが預貯金をしないとするば、借入金の返済余力と仮定した

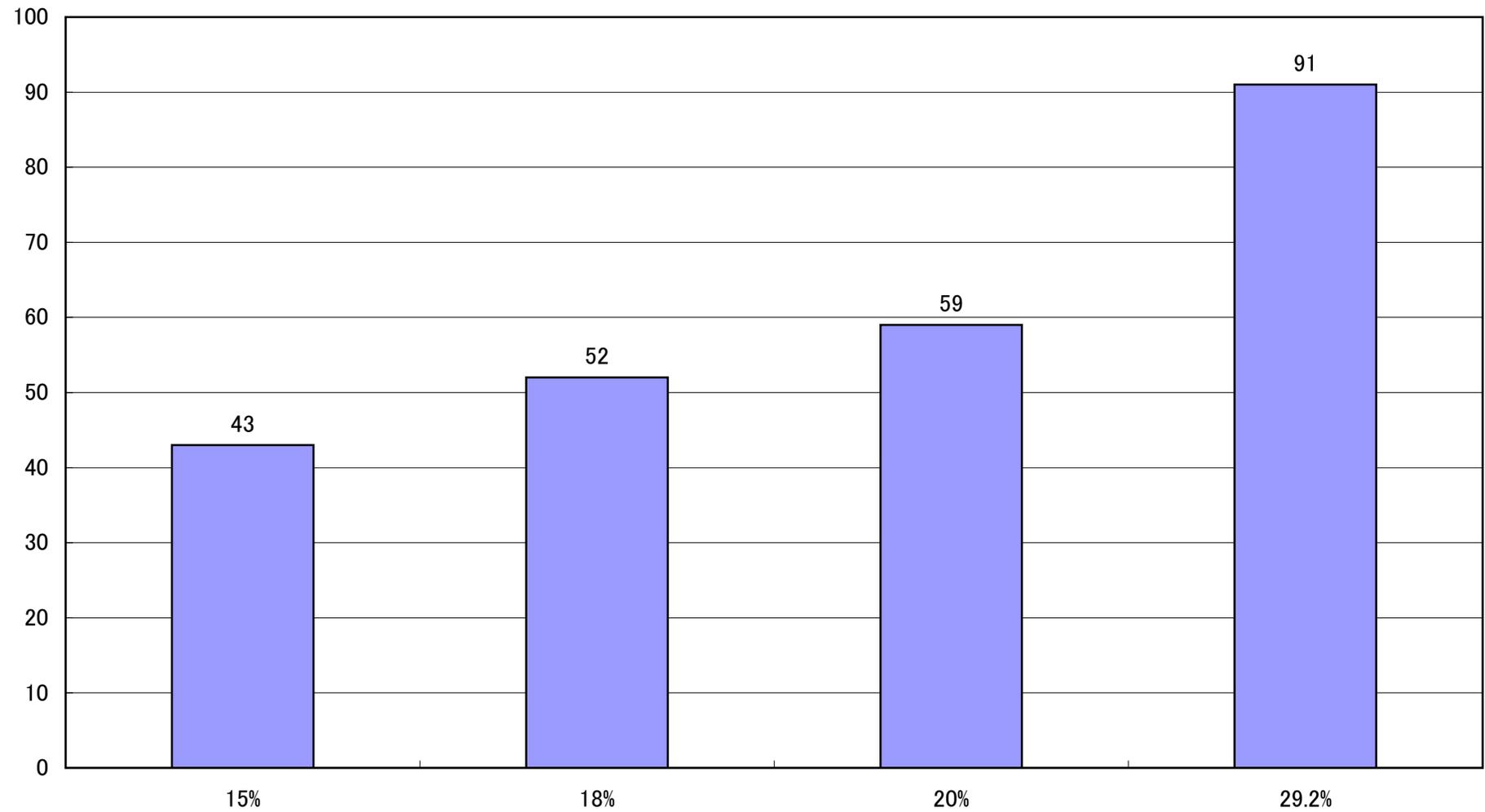
●元利均等返済シミュレーション

(単位:円)

元本(万円)	5年返済の場合の毎月支払額			
	金利15%	金利20%	金利25%	金利30%
50	11,894	13,246	14,675	15,870
80	19,031	21,195	23,481	25,393
100	23,789	26,493	29,351	31,741
150	35,684	39,740	44,026	47,612
200	47,579	52,987	58,702	63,483
250	59,474	66,234	73,378	79,354
300	71,369	79,481	88,053	95,225

金利別の総利払額  
(100万円を5年間で借りた場合)

万円



## 消費者向無担保貸金業者数及び貸付残高の推移

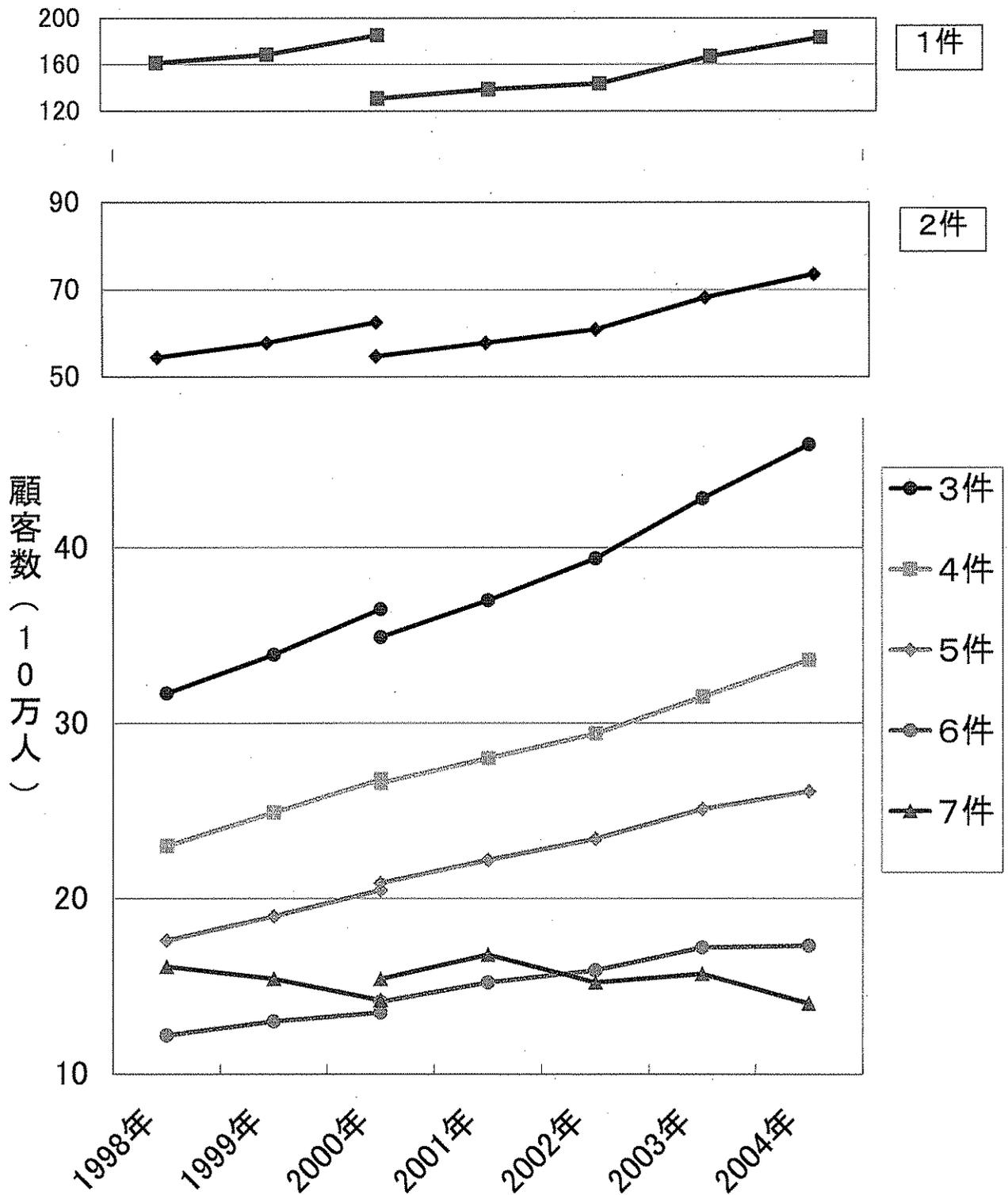
(単位:件)

	消費者向無担保貸金業者数			消費者向無担保貸付残高		
		うち大手	うち大手以外		うち大手	うち大手以外
平成10年度	6,067	22	6,045	7兆9,792億円	6兆4,458億円	1兆5,334億円
平成11年度	5,859	22	5,837	8兆6,808億円	7兆1,982億円	1兆4,826億円
平成12年度	6,029	23	6,006	9兆6,471億円	8兆1,448億円	1兆5,024億円
平成13年度	6,218	24	6,194	10兆8,323億円	9兆0,284億円	1兆8,040億円
平成14年度	6,060	23	6,037	10兆9,017億円	9兆5,525億円	1兆3,492億円
平成15年度	5,186	24	5,162	10兆5,675億円	9兆3,622億円	1兆2,053億円
平成16年度	4,462	27	4,435	10兆6,221億円	9兆5,788億円	1兆0,433億円

(数値は3月末時点、四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。)

※「大手」: 貸付残高が500億円以上の貸金業者

## 保有残高「有」貸付件数別顧客数推移



注:『DATA BANK』(ジャパンデータバンク編)の数値を基に作成。

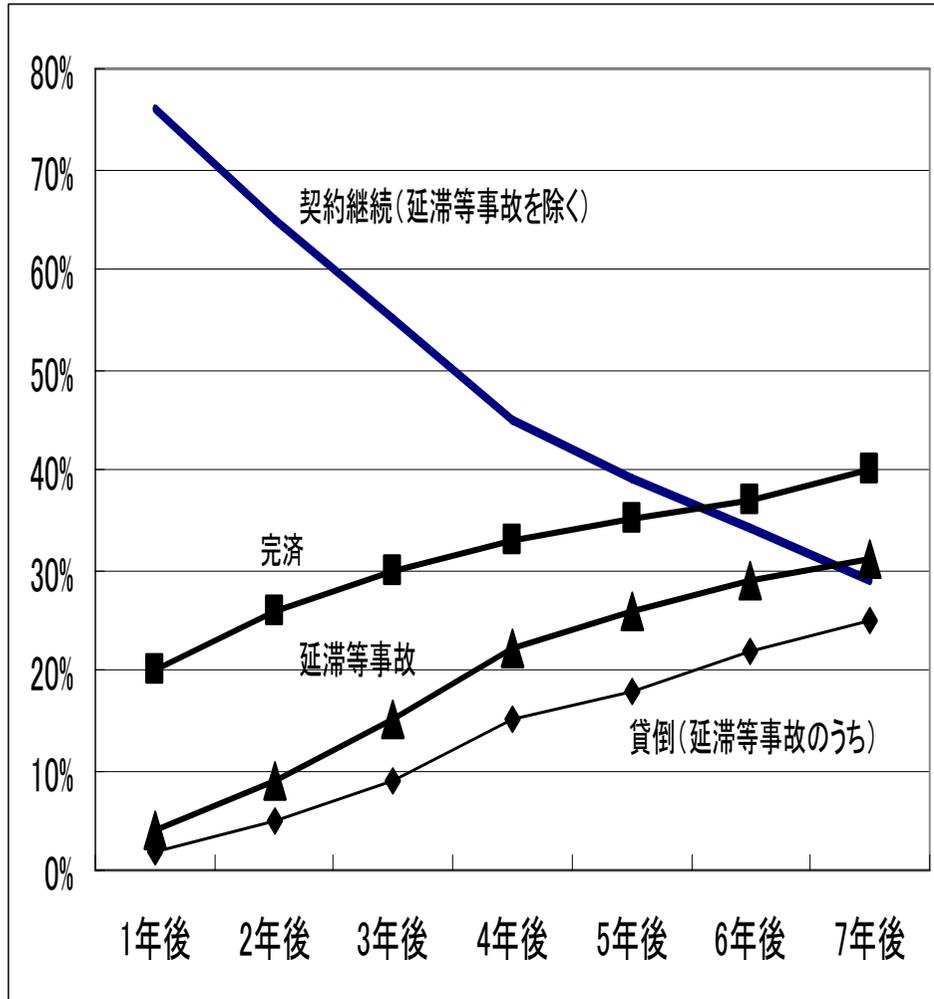
※ 数値は、JDBの会員店舗が貸付けた管轄区域内の顧客数(年末時点)。

(1998~2000年については、JDBの管轄区域外の顧客も含まれる。2000年は両方のデータが存在。)

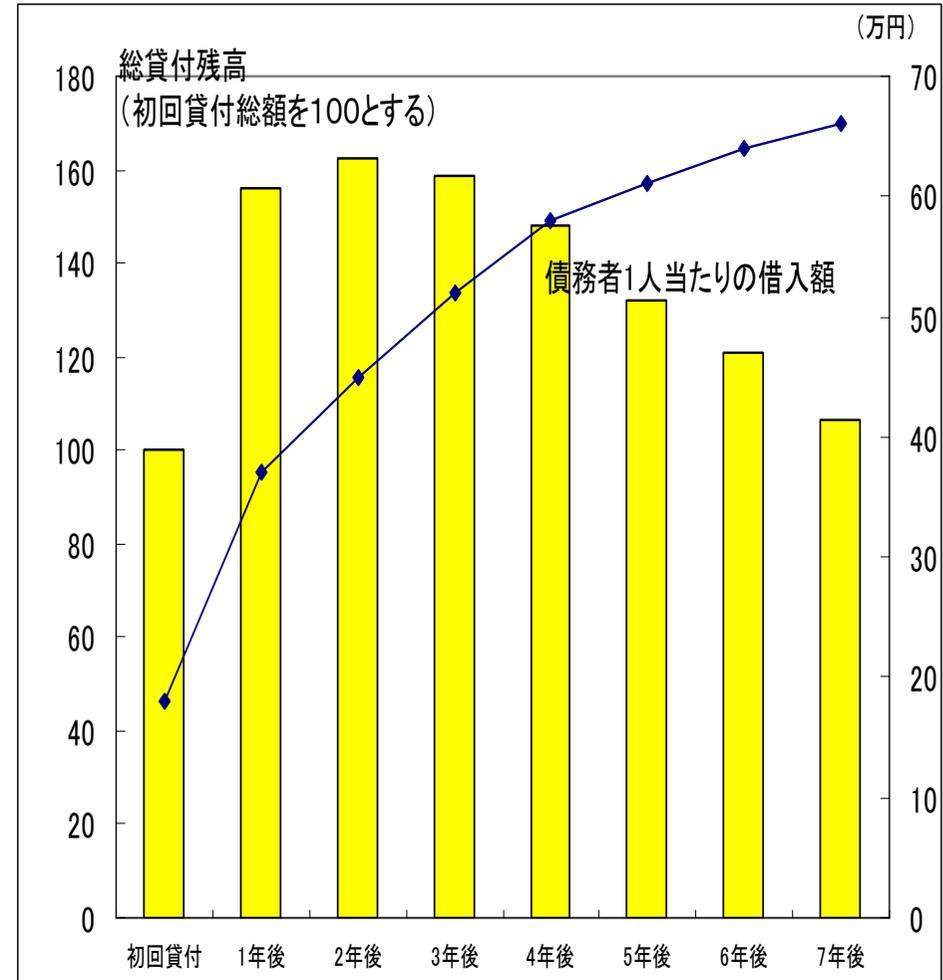
注) JDB((株)ジャパンデータバンク):33の情報センターの一つで、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城を管轄する。

# ある時期に借入を行った債務者のその後の動向(イメージ)

## 契約継続、完済等の推移



## 総貸付残高、債務者1人当たりの借入額の推移



(注)ヒアリングの結果等に基づき作成

## 貸金業に関する主な最高裁判決(抜粋・要旨)

### 1. 平成2年1月22日最高裁判決(43条任意性要件)

法43条1項にいう債務者が利息として任意に支払ったとは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれらを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法1条1項に定める利息を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない。

### 2. 平成11年1月21日最高裁判決(43条書面要件)

貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、貸金業者は、払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法18条1項に規定する書面(受取証書)を債務者に交付しなければならない。

### 3. 平成15年7月18日最高裁判決(元本の充当、保証会社の保証料)

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付が繰り返される金銭消費貸借取引において、借主の一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払うことによって生じた過払金は、特段の事情がない限り他の借入金債務へ充当され、貸主は充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができない。

○貸金業者が100%子会社である信用保証会社に保証料を取得させ最終的には自らに還流させる目的で保証委託をさせていたとして、信用保証会社の受ける保証料等が貸金業者の受ける利息制限法所定のみなし利息にあたる。

### 4. 平成16年2月20日最高裁判決(43条書面要件)

貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的(法1条)と、業務規制(法17条及び18条の要件を具備した書面を交付する義務)に違反した場合に罰則が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。

17条書面には、法17条1項所定の事項すべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠く。

18条書面の交付は弁済の直後にしなければならない。

○天引利息については、法43条1項の適用はない。

### 5. 平成16年2月20日最高裁判決(上記とは別の判決)(43条書面要件)

貸付けの弁済を受ける前に書面を交付した場合は18条1項所定の要件を具備した書面の交付があったということとはできない。

6. 平成 16 年 7 月 9 日最高裁判決(43 条書面要件)

支払後 7 ないし 10 日以上後にされた 18 条書面の交付をもって、弁済直後の交付と解することはできない。

7. 平成 17 年 7 月 11 日最高裁判決(元本の充当)

○平成 15 年 7 月 18 日と元本の充当につき同旨。

8. 平成 17 年 7 月 19 日最高裁判決(取引履歴開示義務)

○貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿(保存期間を経過して保存しているものを含む。)に基づいて取引履歴を開示する義務を負うものと解すべきである。

9. 平成 17 年 12 月 15 日最高裁判決(43 条書面要件)

仮に、当該貸付に係る契約の性質上、法 17 条 1 項所定の事項のうち、確定的な記載が不可能な事項があったとしても、貸金業者は、その事項の記載義務を免れるものではなく、その場合には、当該事項に準じた事項を記載すべき義務があり、同義務を尽くせば、当該事項を記載したものと解すべき。リボルビング方式の場合に、個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を毎月 15 日の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等を 17 条書面に記載することは可能であるから、上告人は、これを確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずるものとして、17 条書面として交付する書面に記載すべき義務があったというべきである。

10. 平成 18 年 1 月 13 日最高裁判決(43 条任意性要件)(同年 1 月 19 日、1 月 24 日、3 月 17 日、3 月 30 日も同旨)

貸付契約に元利の支払遅滞について期限の利益喪失特約が付されている場合、当該特約は利息制限法の制限利率を超える部分の利息の支払遅滞については無効であるが、債務者にそれが無効でないとの誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者に対して当該超過部分の支払を事実上強制することとなることから、法 43 条 1 項の要件である弁済の任意性が否定される。

貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためであるから、法 18 条 1 項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されない。弁済を受けた債権に係る貸付の契約を契約番号その他により明示することをもって、法 18 条 1 項 1 号から 3 号までに掲げる事項の記載に代えることができる旨定めた部分は、他の事項の記載をもって法定事項の一部の記載に代えることを定めたものであるから、内閣府令に対する法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべき。

#### 11. 平成 18 年 1 月 19 日最高裁判決(43 条任意性要件)

○法 43 条 1 項の規定の趣旨にかんがみると、同項の適用に当たっては、制限超過利息の支払の任意性の要件は、明確に認められることが必要である。法 21 条 1 項に規定された行為は、貸金業者として最低限度行ってはならない態様の取立て行為を罰則によって禁止したものであって、貸金業者が同項に違反していないからといって、それだけで直ちに債務者がした制限超過利息部分の支払の任意性が認められるものではない。

債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきである。

#### 12. 平成 18 年 1 月 24 日最高裁判決(日賦業者における 43 条の書面要件、43 条の任意性)

日賦貸金業者について、法 43 条 1 項の「みなし弁済」が適用されるためには、日賦貸金業者の業務方法の要件が、契約締結時だけでなく、実際の貸付においても充足されている必要がある。

(「みなし弁済」適用の前提となる法定書面の要件は厳格に解すべきであり、)記載内容が正確でないときや明確でないときは「みなし弁済」の適用要件を欠く。

#### 13. 平成 18 年 3 月 7 日最高裁判決(高金利を定めた金銭消費貸借契約)

○年 1,200%の高金利事案に関し、「貸金に名を借りた違法行為の手段にすぎず、民法上の保護に値する財産的価値の移転があったと評価することは相当でない」として、借主が業者に返済した元本相当金額についても、不法行為に基づく損害であると認め、借主から業者に対する返還請求を認めた札幌高裁判決に対する上告を棄却して同判決を確定させた。

#### 14. 平成 18 年 3 月 9 日最高裁判決(取引履歴開示義務)

平成 17 年 7 月 19 日最高裁判決と同理由により取引履歴開示義務を認めた。

#### 15. 平成 18 年 3 月 17 日最高裁判決(特別上告)(43 条任意性要件)

○手続的に、第 1 審が簡易裁判所であったため、上告審(第 3 審)は高等裁判所であったところ、特別上告(第 4 審)を認めた。43 条の任意性要件については平成 18 年 1 月 13 日と同旨。

#### 16. 平成 18 年 3 月 30 日最高裁判決(43 条任意性要件)

○平成 18 年 1 月 13 日と同旨。

## 貸金業の金利規制に関する国際比較

	日本	米 国	英国	ドイツ	フランス
金 利 規 制	上限規制あり  利息制限法(民事) ・10万円未満 20% ・10万円以上 100万円未満 18% ・100万円以上 15%  出資法(刑事) ・私人間 109.5% ・事業者 29.2%	規制なし(連邦法)  最高裁判例(金利の輸出理論) 「連邦銀行は、本店登記した州の金利を他州でも請求できる。」  (例:NY州) 州法における上限金利 ・25% 貸金業者のライセンスを得ずに貸金を行う場合の金利 ・16%	規制なし  ・但し、消費者信用法により、暴利的信用取引であると認められる場合には、裁判所は、契約を再締結させることができる。  ・刑事法的観点からの規制はなし。	規制(判例法理)あり。  ・判例上、市場金利の2倍又はプラス12%を超えると金利は民事上無効。 15%程度 H18.4の市場金利：7.51%  ・刑法上、暴利行為は違法。判例上暴利行為と認められる金利水準は民事上無効の水準と同程度。	上限規制あり (消費法典(民事・刑事))、 平均実質利率の3分の4を上回る利率は暴利的利率とされる(民事上無効・刑事上処罰)。  (06年第2四半期の暴利的利率) 1,524ユーロ以下 20.21% 1,524ユーロ超(当座貸越、リボルビング、割賦販売) 17.81% 1,524ユーロ超(個人向けその他) 8.40%
開 業 規 制	貸金業規制法に 基づく登録制。	州法に基づく免許制。  (例:NY州)2万5千ドルまでの個人向け融資で利率を16%超とするものを業とする場合	2万5千ポンド以下の個人向け貸金の場合、消費者信用法に基づく免許制。*改正法は、個人消費者向けの貸金については貸付額の制限を無くしている。	貸金業は信用機関のみ行うことができる 信用機関は、信用制度法に基づく免許制。	貸金業は信用機関(銀行又は金融会社)が行うことができる。 信用機関は通貨金融法典に基づく免許制。
利 息 の 定 義	出資法上、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず利息とみなされる。 利息制限法上、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。			貸付けに付随して発生する費用は、基本的に利息に含まれるが、任意加入の保険料等、借り手の要請で発生する費用については、利息とは別に徴求することが認められている。	貸付けに付随して発生する費用は、基本的に利息に含まれるが、任意加入の保険料等、借り手の要請で発生する費用については、利息とは別に徴求することが認められている。

(注) 日本、米国(NY州、加州)、独及び仏においては、開業規制として、人的構成のほか、財産的基礎を要件としている。

(参考) 2005年の平均為替レートは、1ドル = 110円、1ポンド = 200円、1ユーロ = 137円(IMF資料)。